

※パブリックコメント用

熊谷市高齢社会対策基本計画（案）

（含 熊谷市成年後見制度利用促進基本計画）

[平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）]

いきいきあんしん 元気で長寿のまち くまがや

平成30年（2018年）3月

熊 谷 市

(市 長 挨 拶)

目 次

第1部 総論

第1章 計画の概要

第1節 計画の趣旨	4
第2節 計画の位置付け	5
第3節 計画期間	5

第2章 高齢者を取り巻く環境の現状

第1節 高齢者の状況	6
第2節 高齢者施設等の状況	9
第3節 アンケート調査からみる高齢者の現状	10

第3章 計画の基本方針

第1節 熊谷市が目指す高齢社会の将来像	23
第2節 基本理念	24
第3節 基本目標	25
第4節 施策の展開（施策体系）	26
第5節 重点課題	28

第2部 各論

第1章 あたたかい心の通う健康で生きがいの持てるまちをつくる

第1節 社会参加の促進	33
第2節 高齢者の就労支援	38
第3節 生涯学習・生涯スポーツの推進	40
第4節 介護予防・健康づくりの推進	44
第5節 コミュニティ意識の醸成	49
第6節 ボランティア活動の促進	53

第2章 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくる

第1節 生活支援サービスの充実	56
第2節 認知症高齢者対策の推進	60
第3節 高齢者虐待防止の推進	64
第4節 地域の見守りネットワークの推進	67

第5節	成年後見制度に基づく権利擁護	69
第6節	地域包括ケアシステム等の体制の充実	72
第7節	介護保険事業の円滑な推進	83
第8節	入所施設の確保	85

第3章 安全で快適に暮らせるまちをつくる

第1節	安心・安全の確保	87
第2節	高齢者にやさしいまちづくりの推進	92

第4章 計画の推進体制

第1節	推進体制の整備	96
第2節	計画の進捗管理	98

※ 元号の表記について

本計画期間中に改元が予定されていること等を踏まえ、本文中では以下のように元号と西暦を併記しています（個別の表を除く）。

（例）計画期間は、平成30年度（2018年度）から32年度（2020年度）までの3年間です。

第1部 総論

第1章 計画の概要

第1節 計画の趣旨

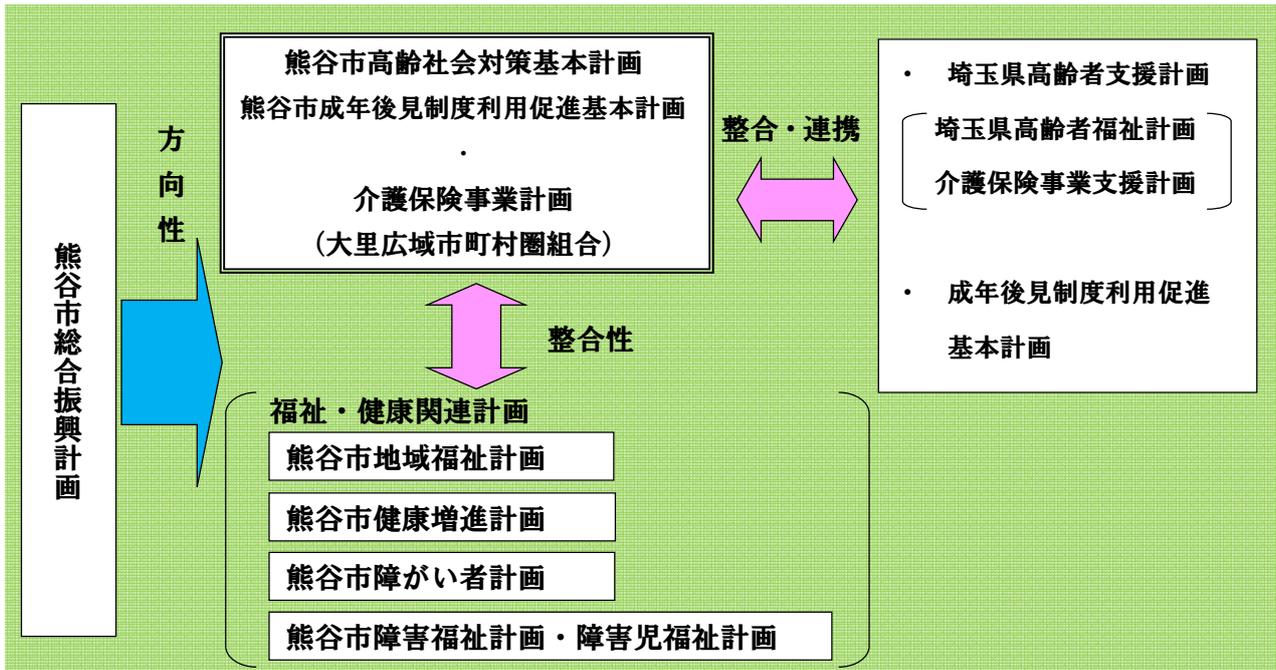
我が国は、総人口が減少する一方、高齢者人口は年々増加しています。国が発表した「平成29年度版高齢社会白書」によると、平成28年（2016年）10月1日現在の総人口は、1億2,693万人で、このうち65歳以上の高齢者人口は3,459万人で高齢化率は27.3%、75歳以上の後期高齢者人口は、1,691万人で総人口に占める割合は13.3%とされています。そして、およそ50年後の2065年には、4人に1人が75歳以上の後期高齢者となり、女性の平均年齢は90歳を超えると推計されています。

国では、これらの情勢を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、平成28年（2016年）7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、公共支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」に転換する必要があるとしました。また、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すこととなりました。

本市においても、平成29年（2017年）4月1日現在の高齢者人口は54,140人、高齢化率は27.5%ですが、今後も高齢化の進行が予想されており、平成35年（2023年）には高齢化率が30%を超えると推計されています。本計画は、こうした社会情勢や高齢者を取り巻く環境の変化に対応し、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの前回計画を踏まえ、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間を計画期間とし、高齢者が健康で生きがいをもって暮らし、社会の支援が必要になったときに適切なサービスが受けられる社会づくりの実現を計画的に推進するために策定したものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」として位置付けられ、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく、「市町村が定める基本的な計画」を含みます。また、県が策定する「埼玉県高齢者支援計画」と整合・連携するとともに、上位計画となる「熊谷市総合振興計画」の方向性を踏まえ、関連する各個別計画との整合性を図りながら、高齢社会対策全般にわたる計画の推進を図ることとします。



第3節 計画期間

計画期間は、平成30年度（2018年度）から32年度（2020年度）までの3年間です。本計画は、前々回計画・前回計画を踏まえ、今後も着実に進行する高齢化と、平成35年（2023年）に迎える高齢化率30%という本市の高齢社会の姿を念頭に置いた計画とします。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
前々回計画			前回計画			本計画			次回計画		
		評価・見直し			評価・見直し			評価・見直し			

第2章 高齢者を取り巻く環境の現状

第1節 高齢者の状況

1 人口の推移

本市の高齢者人口は、平成29年(2017年)4月1日現在で54,140人、高齢化率27.2%です。

総人口はやや減少傾向にありますが、高齢者数は増加し続けており、平成24年(2012年)から5年間で8,499人(18.6%)増加しています。

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	203,630	202,397	201,552	200,866	199,881	199,029
年少人口(15歳未満)	25,864	25,289	25,007	24,659	24,234	23,857
生産年齢人口(15~64歳)	132,125	129,284	126,840	124,822	122,661	121,032
高齢者人口(65歳以上)	45,641	47,824	49,705	51,385	52,986	54,140
高齢化率	22.4%	23.6%	24.7%	25.6%	26.5%	27.2%

(各年4月1日現在)

2 人口の将来推計

過去5年間の住民基本台帳及び外国人登録人口の数値を基にコーホート要因法^{*}にて人口推計しました。

※コーホート要因法……一定期間(一般的には5年間)における性別及び年齢別(期間が5年間の場合は5歳ごと)の集団ごとの生存率、社会移動率を基に推計する手法

計画の最終年度となる平成32年(2020年)では、高齢者人口56,395人(高齢化率28.8%)と推計されます。

	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年
総人口	198,514	197,222	195,841	194,359	192,800	191,156
年少人口(15歳未満)	23,482	22,946	22,542	22,031	21,539	20,936
生産年齢人口(15~64歳)	120,144	118,638	116,904	115,367	113,949	112,740
高齢者人口(65歳以上)	54,888	55,638	56,395	56,961	57,312	57,480
高齢化率	27.6%	28.2%	28.8%	29.3%	29.7%	30.1%

3 世帯の状況

国勢調査によると、平成 27 年（2015 年）10 月現在で 65 歳以上の世帯員がいる世帯は 33,435 世帯（43.5%）となっています。

これは平成 22 年（2010 年）10 月現在と比較すると 4,381 世帯（15.1%）増加しています。また、高齢単身世帯は 7,462 世帯、高齢夫婦世帯は 7,904 世帯となっており、いずれも増加傾向にあります。

	平成 22 年 (市)	平成 27 年		
		市	県	全国
一般世帯総数	75,255	76,876	2,967,928	53,331,797
65 歳以上世帯員のある一般世帯数	29,054	33,435	1,160,223	21,713,308
(一般世帯総数に占める割合)	38.6%	43.5%	39.1%	40.7%
65 歳以上高齢単身世帯数	5,630	7,462	275,777	5,927,686
(一般世帯総数に占める割合)	7.5%	9.7%	9.3%	11.1%
高齢夫婦世帯数	6,195	7,904	296,188	5,247,936
(一般世帯総数に占める割合)	8.2%	10.3%	10.0%	9.8%

(資料:国勢調査)

※高齢夫婦世帯とは、夫婦ともに 65 歳以上の世帯としています。

国勢調査では、世帯構成（単身や高齢夫婦のみ世帯）を調査していますが、5 年ごとの調査であるため、最新の調査結果が平成 27 年（2015 年）となっています。

単身高齢者数及び世帯を把握するものとして、単身高齢者台帳の登録者数及び住民基本台帳上の単身高齢者数があります。

単身高齢者台帳の登録者数については、平成 29 年（2017 年）4 月現在で 2,596 人、住民基本台帳上の単身高齢者数は 12,144 人となっており、いずれも増加傾向にあります。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
単身高齢者台帳登録者数	2,621	2,637	2,596
住民基本台帳上の単身高齢者数	11,017	11,626	12,144

(各年 4 月 1 日現在)

※なお、住民基本台帳上の単身高齢者数には、施設入所者や世帯分離を行っている場合などが含まれています。

4 要支援・要介護認定者数の推移

高齢者人口の増加とともに、要支援・要介護認定者数は年々増加し続けており、平成 29 年度(2017 年度)で 9,013 人となっています。認定者の中では要介護 1 の占める割合が 20.0%と最も高くなっています。

年 度	平成 27 年度	構成比(H27)	平成 28 年度	構成比(H28)	平成 29 年度	構成比(H29)
合 計	8,533	100.0%	8,909	100.0%	9,013	100.0%
要支援1	1,080	12.7%	1,144	12.8%	1,017	11.3%
要支援2	1,108	13.0%	1,116	12.5%	1,088	12.1%
要介護1	1,622	19.0%	1,742	19.6%	1,807	20.0%
要介護2	1,464	17.2%	1,594	17.9%	1,638	18.2%
要介護3	1,241	14.5%	1,305	14.7%	1,413	15.7%
要介護4	1,156	13.5%	1,150	12.9%	1,208	13.4%
要介護5	862	10.1%	858	9.6%	842	9.3%

(各年 4 月 1 日現在)

第2節 高齢者施設等の状況

1 高齢者施設

■健康づくり施設

高齢者福祉の増進を図る施設として、老人福祉センター及び老人憩の家が設置されています。また、老人憩の家と児童館の複合施設として箱田高齢者・児童ふれあいセンターが設置され、高齢者と児童の交流が図られています。

○老人福祉センター（上之荘、別府荘、ひかわ荘、江南荘）	4 施設
○老人憩の家（荒川荘、平戸荘、吉岡荘、めぬま荘）	4 施設
○箱田高齢者・児童ふれあいセンター	1 施設

■入所施設

居宅での生活が困難な高齢者等が入所する市内の施設は以下のとおりです。

○養護老人ホーム	1 施設（定員 110 人）
○軽費老人ホーム	1 施設（定員 200 人）
○ケアハウス	4 施設（定員 250 人）
○有料老人ホーム	15 施設（定員 1,195 人）
○サービス付き高齢者向け住宅	15 施設（定員 370 人）
○介護老人福祉施設（地域密着型 20 床を含む。）	14 施設（定員 1,028 人）
○介護老人保健施設	5 施設（定員 500 人）
○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	12 施設（定員 214 人）

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

2 相談窓口

高齢者の保健福祉に関する相談は、主に以下の窓口で受け付けています。

- 熊谷市福祉部長寿いきがい課
- 行政センター福祉担当窓口（大里、妻沼、江南）
- 地域包括支援センター
- 保健センター
- 熊谷市社会福祉協議会（熊谷、大里、妻沼、江南）
- あんしんサポートねっと（熊谷市社会福祉協議会）
- 認知症疾患医療センター
- 熊谷保健所
- 医療機関（かかりつけの医療機関、専門医、在宅歯科医療推進窓口）
- 薬局（健康サポート薬局や、かかりつけの薬局・薬剤師）

上記以外にも、地域の民生委員・児童委員や介護保険事業所でも相談に応じています。

第3節 アンケート調査からみる高齢者の現状

計画策定にあたり、市民の高齢福祉に関するニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

1 アンケート調査の概要

- 調査対象：市内在住の60歳以上で介護保険の要介護認定を受けていない市民2,000人
- 調査期間：平成29年（2017年）5月8日～5月23日
- 調査方法：郵送配布・回収
- 回収状況：回収数 1,233票 回収率 61.65%

2 集計結果の概要（前回との比較を含む。）

- 前回：平成26年（2014年）8月11日～8月29日（対象者2,000人）
※「前回」…前回（平成27～29年度（2015～2017年度））計画策定時において平成26年度（2014年度）に実施したもの。回収率は50.85%
- 表中の 網掛け部分は特に変化がみられた箇所（5ポイント以上の増減）
- なお、無回答及び複数回答があるため、100%にならない箇所もあります。

■ご本人について

○性別

	前回	今回
男性	49.6%	44.2%
女性	50.0%	54.3%

○年齢

	前回	今回
60～64歳	26.3%	20.1%
65～69歳	26.5%	26.1%
70～74歳	20.8%	21.7%
75～79歳	14.5%	15.8%
80～84歳	7.7%	9.7%
85歳以上	3.7%	5.1%

○世帯状況

	前回	今回
ひとり暮らし	10.4%	12.7%
夫婦のみ	41.2%	40.7%
本人とその他の高齢者のみ	5.4%	5.6%
多世代世帯	31.7%	29.8%
その他	9.9%	9.5%

■暮らしについて

〔アンケートの分析〕

- ・ 日常的に行き来のある親族がいない人の割合が増加（前回 25.7%→今回 30.9%）
- ・ 近所との付き合い方から、コミュニケーションの希薄化がうかがえる。

○日常的に行き来のある親族

	前回	今回
1 いる	64.0%	63.2%
2 いない	25.7%	30.9%

○ご近所との付き合い方

	前回	今回
1 日ごろから助け合っている	21.1%	15.4%
2 気の合った人とは親しくしている	29.6%	29.7%
3 たまに立ち話をする程度	23.7%	24.8%
4 顔が合えば挨拶をする程度	21.0%	24.0%
5 ほとんど付き合いはない	3.3%	3.8%
6 その他	0.0%	0.6%

■健康づくりについて

〔アンケートの分析〕

- ・ 現在、健康だと感じていますか「とても健康、ある程度健康」を合わせやや増加（前回 77.2%→今回 79.4%）
- ・ 健康で気になることは「運動不足」が最も多く、増加している（前回 41.2%→今回 43.0%）、次に「生活習慣病」を気にしている割合が高くなっている。
- ・ 知りたいことは「認知症の予防」50.2%と「生活習慣病にならないための工夫」37.8%のほかに「望ましい食生活」25.8%についても関心が高まっている。

○現在、健康だと感じていますか

	前回	今回
1 とても健康だと感じている	13.2%	10.9%
2 ある程度、健康だと感じている	64.0%	68.5%
3 あまり健康だとは感じていない	17.8%	15.7%
4 まったく健康だとは感じていない	3.9%	3.3%

○健康で気になること

	前回	今回
1 たばこの吸いすぎ	8.6%	5.7%
2 お酒の飲みすぎ	9.1%	7.8%
3 運動不足	41.2%	43.0%
4 ストレスや悩みが多い	15.4%	17.8%
5 睡眠不足	13.6%	14.8%
6 休養が十分にとれない	6.3%	5.0%
7 肥満・血圧等生活習慣病	37.3%	36.3%
8 栄養が偏っている	8.1%	7.1%
9 物忘れが多い	14.8%	15.9%
10 その他	5.0%	9.7%

○健康について知りたいこと

	前回	今回
1 生活習慣病にならないための工夫について	37.3%	37.8%
2 望ましい食生活について	25.4%	25.8%
3 運動の方法について	22.2%	24.3%
4 認知症の予防について	45.1%	50.2%
5 寝たきり予防について	21.3%	23.0%
6 検診の内容や受け方について	13.2%	11.1%
7 歯の健康について	16.4%	14.7%
8 その他	3.7%	4.3%

■地域活動について

〔アンケートの分析〕

- ・町内会・自治会、ボランティア活動に「よく参加する」割合が減少（前回 20.5% →今回 17.6%）、「まったく参加しない」割合が増加（前回 16.9% →今回 25.0%）
- ・今後、社会活動として取り組みたいと思う分野では、「健康づくり（食生活改善活動、健康法・体操の指導など）」19.5%、「生産・就業（農業・園芸指導、シルバ

一人材センターなど)」10.4%、「生活環境改善（環境美化活動、リサイクル活動など）」10.0%となっている。しかし、「特にない」が27.8%と多い。

○町内会・自治会、ボランティア活動への参加状況

	前回	今回
1 よく参加する	20.5%	17.6%
2 ときどき参加する	25.6%	30.9%
3 あまり参加しない	19.7%	23.5%
4 まったく参加しない	16.9%	25.0%

○社会活動として取り組みたいと思う分野

	前回	今回
1 生産・就業（農業・園芸指導、シルバー人材センターなど）	14.1%	10.4%
2 健康づくり（食生活改善活動、健康法・体操の指導など）	23.3%	19.5%
3 教育・文化（学習会、こども会の育成、郷土芸能の伝承など）	9.2%	5.4%
4 生活環境改善（環境美化活動、リサイクル活動など）	13.8%	10.0%
5 福祉（介護・家事援助、施設訪問など）	9.3%	7.9%
6 まちづくり（地域活性化、自治会、町内会の世話役など）	10.3%	6.5%
7 交流（世代間交流、国際交流など）	7.0%	5.4%
8 特にない	44.6%	27.8%
9 その他	3.2%	3.1%

■生きがい・仕事について

〔アンケートの分析〕

- ・現在、行っていることでは、「友人や気の合った仲間との付き合い」44.6%と最も多く、「趣味の活動（旅行やドライブ等）」を行っている人の割合が多い（39.6%）が、「長寿クラブ活動」（前回4.3%→今回6.1%）への参加意向も若干増加している。
- ・現在、生きがいを感じることで、「友人や気の合った仲間との付き合い」40.0%、「趣味の活動」37.1%、「家族の団らん」31.2%
- ・今後、行ってみたいことでは、「健康づくり・体力づくり」36.5%、「趣味の活動（旅行やドライブ等）」30.1%。
- ・現在働いている割合が増加（前回31.9%→今回33.6%）。何歳まで働きたいかについては、「61～65歳」が減少（前回26.2%→今回19.6%）し、「71～75歳」、「76～80歳」「81歳以上」が増加している。
- ・コミュニティ・ビジネスについては「よくわからないが関心がある」38.0%に対し、「関心がない」と「よくわからない」を合わせると47.4%となっている。

○現在、行っていること

	前回	今回
1 働くこと	35.3%	34.4%
2 学習や教養を高めるための活動	13.1%	12.5%
3 健康づくり・体力づくり	31.1%	34.8%
4 スポーツ	15.0%	15.7%
5 家族や孫と過ごすこと（団らん）	31.6%	31.0%
6 友人や気の合った仲間との付き合い	47.5%	44.6%
7 趣味の活動（旅行やドライブ等）	40.2%	39.6%
8 社会奉仕活動（ボランティア）	8.4%	8.3%
9 長寿クラブ活動	4.3%	6.1%
10 町内会・自治会等の地域活動	10.5%	10.8%
11 その他	2.0%	2.9%
12 特にない	10.7%	9.7%

○現在、生きがいを感じることに

	前回	今回
1 働くこと	28.6%	28.6%
2 学習や教養を高めるための活動	13.2%	11.4%
3 健康づくり・体力づくり	23.7%	24.4%
4 スポーツ	12.8%	12.8%
5 家族や孫と過ごすこと（団らん）	34.3%	31.2%
6 友人や気の合った仲間との付き合い	44.5%	40.0%
7 趣味の活動（旅行やドライブ等）	37.9%	37.1%
8 社会奉仕活動（ボランティア）	6.0%	5.6%
9 長寿クラブ活動	2.9%	3.6%
10 町内会・自治会等の地域活動	6.4%	6.1%
11 その他	2.5%	2.4%
12 特にない	12.5%	10.4%

○今後、行ってみたいことに

	前回	今回
1 働くこと	12.6%	12.2%
2 学習や教養を高めるための活動	17.2%	15.6%
3 健康づくり・体力づくり	35.4%	36.5%
4 スポーツ	12.0%	10.4%
5 家族や孫と過ごすこと（団らん）	14.7%	13.2%

6	友人や気の合った仲間との付き合い	25.3%	21.3%
7	趣味の活動（旅行やドライブ等）	33.8%	30.1%
8	社会奉仕活動（ボランティア）	12.1%	12.2%
9	長寿クラブ活動	4.5%	6.5%
10	町内会・自治会等の地域活動	6.3%	5.2%
11	その他	1.9%	2.4%
12	特にない	17.9%	16.5%

○現在、会社や組織で働いていますか

	前回	今回
1 働いている	31.9%	33.6%
2 働いていない	64.5%	63.9%

○何歳まで働きたいと考えているか

	前回	今回
1 ~60歳まで	0.0%	0.0%
2 61~65歳まで	26.2%	19.6%
3 66~70歳まで	25.0%	29.2%
4 71~75歳まで	23.5%	27.1%
5 76~80歳まで	12.7%	14.2%
6 81歳以上まで	8.6%	8.9%

○コミュニティ・ビジネスについて

	前回	今回
1 自ら起業してみたい	1.4%	1.1%
2 機会があれば職員として働きたい	4.7%	6.8%
3 よくわからないが関心はある	42.2%	38.0%
4 関心はない	17.7%	18.7%
5 よくわからない	26.3%	28.7%

■人権・権利擁護について

〔アンケートの分析〕

- ・高齢者虐待を見聞きしたことがある人の割合が増加し（前回 12.2%→今回 14.8%）、そのことを「家族に話した」47.5%、「近所の人と話した」31.1%が多く、「特に何もしなかった」が減少（前回 18.5%→今回 10.4%）した。
- ・認知症高齢者をどのように支えていけば良いと思うかについては、「気にかけてあげたい」30.8%が最も多く、「地域全体で支えていくネットワークが必要」が減少

し、「どのような対応をしてよいか方法がわからない」が増加（前回 16.3%→今回 23.2%）している。

- ・福祉サービス利用援助事業、高齢者虐待防止法については「知らない」がそれぞれ 40%以上となっている。

○高齢者虐待を見聞きしたことの有無

	前回	今回
1 ある	12.2%	14.8%
2 ない	86.2%	83.0%

○高齢者虐待を見聞きしたときの対応

	前回	今回
1 警察に通報した	7.3%	4.9%
2 市役所や関係機関などに連絡した	9.7%	6.0%
3 地域の民生委員・児童委員に連絡した	5.6%	9.8%
4 近所の人とそのことについて話をした	26.6%	31.1%
5 自分の家族とそのことについて話をした	46.0%	47.5%
6 当事者と直接、話をした	8.9%	5.5%
7 特に何もしなかった	18.5%	10.4%
8 その他	7.3%	8.7%

○認知症高齢者をどのように支えていけばよいと思うか

	前回	今回
1 地域全体で支えていくネットワークが必要	28.4%	23.8%
2 住み慣れた地域で穏やかに生活できるように気にかけてあげたい	28.6%	30.8%
3 家族も安心して日常生活を営めるよう近所づきあいに協力したい	21.1%	16.0%
4 どのような対応をしてよいか方法がわからない	16.3%	23.2%
5 あまりかかわりたくない	3.6%	2.2%

○福祉サービス利用援助事業について知っているか

	前回	今回
1 内容を知っている	8.2%	8.1%
2 内容は知らないが、聞いたことはある	35.3%	38.3%
3 知らない	50.5%	51.1%

○高齢者虐待防止法について知っているか

	前回	今回
1 内容を知っている	10.8%	8.9%
2 内容は知らないが、聞いたことはある	41.3%	43.6%
3 知らない	41.7%	44.8%

■消費生活などの安全について

〔アンケートの分析〕

- ・高齢者を狙った悪質商法に対する不安では「とても不安」が減少（前回 14.7%→今回 12.3%）した。
- ・過去1年くらいで実際に悪質商法の被害や勧誘にあったことがある人は、減少している。（1回ある 前回 10.2%→今回 7.1%）（2回以上ある 前回 4.9%→今回 2.1%）

○悪質商法に対する不安感

	前回	今回
1 とても不安	14.7%	12.3%
2 どちらかといえば不安	32.6%	34.7%
3 どちらともいえない	11.3%	12.4%
4 あまり不安ではない	26.1%	25.5%
5 不安ではない	14.5%	13.1%

○過去1年くらいでの悪質商法の被害・勧誘の有無

	前回	今回
1 ある（1回）	10.2%	7.1%
2 ある（2回以上）	4.9%	2.1%
3 ない	83.2%	88.3%

■高齢者福祉サービスについて

〔アンケートの分析〕

- ・福祉に関する情報源について、「市の広報紙で」が58.2%で最も多い。
- ・「民生・児童委員から」の割合が微増（前回 4.7%→今回 6.2%）している。

○高齢者福祉についての情報源

	前回	今回
1 家族から	14.8%	13.2%
2 近所の人や知り合いから	23.2%	23.0%

3 所属しているサークルや団体から	7.4%	6.3%
4 民生・児童委員から	4.7%	6.2%
5 市の広報紙で	60.9%	58.2%
6 社会福祉協議会の広報紙で	20.8%	22.1%
7 ラジオ・テレビ・インターネットで	37.1%	33.3%
8 新聞や雑誌で	41.0%	36.4%
9 その他	2.3%	4.0%

■認知症について

〔アンケートの分析〕

- ・認知症について知っていること（複数回答可）では、「誰にでも発症しうる病気」82.3%を筆頭に、各項目ともに割合が高く、ほとんどの人が認知症に関する何かしらの知識を持っていることが分かる。
- ・認知症になったらどこで暮らしたいかでは、「介護施設」58.0%と、「自宅」25.9%の倍以上の割合となっている。
- ・「介護施設」と回答した理由については、「家族や周りの人に迷惑をかけるから」が66.9%で、他の回答割合よりも圧倒的に高い。
- ・また、「介護者がいない」が14.5%となっており、単身であったり、家族がいても身近に介護者がいないという背景が考えられる。
- ・認知症の方をどのように支えていけば良いかについては、「住みなれた地域で穏やかに生活できるよう気にかける」が30.8%、「地域全体で支えていくネットワークが必要」が23.8%と、「地域とのつながり」に関する回答の割合が高い一方、「どのような対応をしてよいのか方法が分からない」が23.2%であり、認知症に対する知識はあるが、具体的にどう対応したら良いか分からないという状況がうかがえる。
- ・成年後見制度については「内容を知っている」が増加（前回31.5%→今回33.5%）し、「知らない」が減少（前回19.9%→今回18.4%）している。

○認知症について知っていること

	今回
1 誰にでも発症しうる病気	82.3%
2 進行すると、日常生活が困難になることがある	81.4%
3 早期に気づけば、進行を遅らせることもある	71.0%
4 初期では気づきにくい	64.7%
5 周囲の理解と対応が不可欠	60.4%
6 わからない	3.1%
7 その他	1.4%

○あなたがもし認知症になったら、どこで暮らしたいですか

	今回
1 介護施設	58.0%
2 自宅	25.9%
3 わからない	12.9%
4 その他	0.7%

○介護施設で暮らしたい理由

	今回
1 家族や周りの人に迷惑をかけるから	66.9%
2 施設の方が安心だから	17.5%
3 介護者がいないから	14.5%
4 その他	0.8%

○認知症の方をどのように支えていけば良いか

	今回
1 住みなれた地域で穏やかに生活できるよう気にかける	30.8%
2 地域全体で支えていくネットワークが必要	23.8%
3 どのような対応をしてよいのか方法が分からない	23.2%
4 家族も安心して日常生活を営めるよう近所づきあいに協力	16.0%
5 あまりかかわりたくない	2.2%

○成年後見制度について知っているか

	前回	今回
1 内容を知っている	31.5%	33.5%
2 内容は知らないが、聞いたことはある	46.3%	44.0%
3 知らない	19.9%	18.4%

■これからの高齢社会について

(アンケートの分析)

- ・自分にとっての高齢期は「75歳～79歳」29.9%で最も多く、次に多いのが「80歳～84歳」(前回 18.9%→今回 25.3%)であり、全体的に高齢側にシフトしてきている。
- ・特に不安を感じることは「健康」84.9%、「介護」57.2%、「生活費」33.7%。
- ・高齢期の過ごし方は「自由な時間を楽しみたい」の割合が多い(61.3%)。「友人や仲間を増やしたい」が増加(前回 22.5%→今回 24.2%)した。
- ・地域の評価では「駅や公共施設のバリアフリー」(十分とまあまあを合わせて52.7%)

が比較的評価が高い。

- ・力を入れるべき施策では「健康づくりの推進」が増加（前回 57.2%→今回 61.1%）している。
- ・住む場所を考えると重視することでは「医療や福祉が充実」（63.8%）が最も多い。また、「道路や交通が便利なこと」、「買物が便利でにぎわいがあること」の割合が増加している。

○自分にとって高齢期は何歳ぐらいからだと思いますか

	前回	今回
1 60～64 歳	1.3%	0.6%
2 65～69 歳	5.4%	3.5%
3 70～74 歳	28.0%	19.1%
4 75～79 歳	30.6%	29.9%
5 80～84 歳	18.9%	25.3%
6 85 歳以上	3.6%	5.9%
7 一概に言えない	9.7%	11.6%
8 わからない	1.4%	1.9%

○高齢期に対して、特に不安を感じることは何ですか

	前回	今回
1 健康	85.5%	84.9%
2 介護	52.0%	57.2%
3 住宅	4.3%	4.2%
4 生活費	31.3%	33.7%
5 家族	16.9%	18.5%
6 友人・仲間	3.3%	3.9%
7 生きがい	19.2%	15.4%
8 社会参加	3.0%	2.4%
9 就業・仕事	2.6%	2.1%
10 交通手段	20.7%	29.4%
11 災害・犯罪	13.9%	14.0%
12 その他	0.2%	0.7%

○自分の高齢期の過ごし方

	前回	今回
1 友人や仲間を増やしたい	22.5%	24.2%
2 自分の経験や実績を生かし、社会に役立つことをしたい	15.6%	16.1%

3 自分自身の教養や知識を高めたい	21.1%	19.9%
4 地域の人たちとのつきあいを大切にしたい	44.3%	41.4%
5 自由な時間を楽しみたい	61.2%	61.3%
6 その他	1.1%	3.2%

○地域の状況の評価

	十分	まあまあ	あまりよくない	不十分	わからない
ア 歩道などの歩きやすさ	7.0%	41.1%	28.3%	16.2%	4.7%
イ 施設のバリアフリー	5.1%	47.6%	18.8%	6.9%	15.8%
ウ 交通機関の使いやすさ	6.1%	43.4%	24.8%	12.4%	10.4%
エ 防災対策や避難体制	1.9%	26.8%	22.1%	16.6%	25.6%
オ 住民の交流の場や機会	3.5%	40.5%	24.6%	11.0%	16.0%
カ 福祉情報の入手	2.4%	29.2%	22.3%	11.5%	24.1%

○これからの高齢社会において力を入れるべき施策

	前回	今回
1 働く場所についての情報提供・紹介	14.0%	14.4%
2 健康づくりの推進	57.2%	61.1%
3 高齢者に配慮した住宅、住環境の整備	19.7%	21.7%
4 歩道の段差をなくすなど高齢者にやさしいまちづくり	36.3%	38.1%
5 長寿クラブ・趣味グループなどの紹介・相談	19.5%	22.2%
6 ボランティアグループなどの紹介・相談	10.6%	11.4%
7 スポーツの場の充実	10.4%	10.6%
8 学習や講座などの機会の拡大	14.8%	15.4%
9 高齢者を地域で見守るような住民の助け合い活動の育成	50.0%	47.1%
10 その他	2.2%	2.3%

○高齢期に住む場所を考えると重視すること

	前回	今回
1 子供や親との同居	12.7%	12.7%
2 子供や親の家からの距離	20.7%	15.6%
3 友人や仲間がいること	30.3%	29.4%
4 土地柄や地域性が合うこと	7.6%	5.7%
5 自然環境がよいこと	26.3%	25.0%
6 土地や農地が手に入る事	1.3%	0.8%
7 住宅が手に入る事	1.7%	1.9%

8	道路や交通が便利なこと	32.4%	40.6%
9	文化施設が充実していること	6.9%	5.4%
10	学校や教育環境がよいこと	1.2%	0.7%
11	就業の場や職場が得られること	2.9%	2.4%
12	生きがいや趣味が得られること	13.6%	15.7%
13	医療や福祉が充実していること	63.4%	63.8%
14	買物が便利でにぎわいがあること	29.4%	34.6%
15	災害や犯罪の不安がないこと	23.0%	22.9%
16	その他	0.4%	0.6%

第3章 計画の基本方針

第1節 熊谷市が目指す高齢社会の将来像

本市が目指す高齢社会の将来像について、高齢期を迎えても安心して暮らせる社会にするために、熊谷市総合振興計画の方向性、また、平成29年度（2017年度）までの前回計画の継続性等を踏まえ、以下のとおりとします。

いきいきあんしん 元気で長寿のまち くまがや

具体的には

- ・高齢者一人一人が、自ら継続的に健康づくりや介護予防に取り組んでいる社会
- ・高齢者一人一人が、豊かな知識、経験、能力を生かして活躍できるよう、就労、ボランティア、生涯学習、趣味、スポーツなど積極的に社会活動に参加する社会
- ・高齢者一人一人に対して、生活機能が低下し支援が必要になった場合には、医療と保健、介護、福祉そして地域が密着し、連携して支援することができる社会
- ・高齢者一人一人の尊厳が守られ、どのような状態であっても、その人らしさが尊重され、安心して生活を送ることができる社会

第2節 基本理念

本市が目指す高齢社会の将来像を踏まえ、本計画の推進に当たっての基本理念について、前回計画の理念を引き継ぎ、以下のとおり設定します。

理念1 健康と生きがい

□高齢者の健康で自立した生活を支援し、高齢者が生きがいを持って生活できることを目標としていきます。

理念2 生涯現役

□高齢者が、元気で長生きし、知識や経験を生かし、生涯現役で通せるような社会づくりを目標としていきます。

理念3 自立と選択

□介護サービスの提供等の中で、介護予防事業の推進とともに高齢者の自立性、選択性が確保され、権利の擁護が図られることを重視していきます。

理念4 支え合い・連携

□市民、行政、民間事業者等がともに協力し合い、要援護高齢者支援と高齢者虐待防止のためのネットワークづくりを進めます。

第3節 基本目標

本市が目指す高齢社会の将来像の実現に向け、基本理念に基づき、本計画で目指す基本目標を以下のとおり設定します。

目標1 あたたかい心の通う健康で生きがいの持てるまちをつくる

－生きがい・交流づくりの推進－

- 高齢者が、いつまでも健康で生きがいを持って、地域活動や社会貢献などに参加でき、自立した生活を送ることができるまちをつくれます。
- 高齢者を取り巻く周囲の方の意識の向上や、ボランティアの育成など、地域で支え合う、あたたかい心の通うまちをつくれます。

目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくる

－生活支援の推進－

- 支援が必要な高齢者が、安心して生活できる福祉サービスの充実を図り、ひとり暮らしの高齢者や、認知症高齢者とその家族をはじめ、だれもが地域で安心して暮らせるまちをつくれます。

目標3 安全で快適に暮らせるまちをつくる

－住宅・生活環境整備の推進－

- 高齢者が、社会生活の様々な場面で、安全で快適に暮らせるよう、まちづくりや、施設・住居の整備、交通安全、防犯及び防災の対策など、生活環境の整備を進め、高齢者にやさしいまちをつくれます。

第4節 施策の展開 (施策体系)

いきいきあんしん 元気で長寿のまち くまがや

基本理念

健康と生きがい

生涯現役

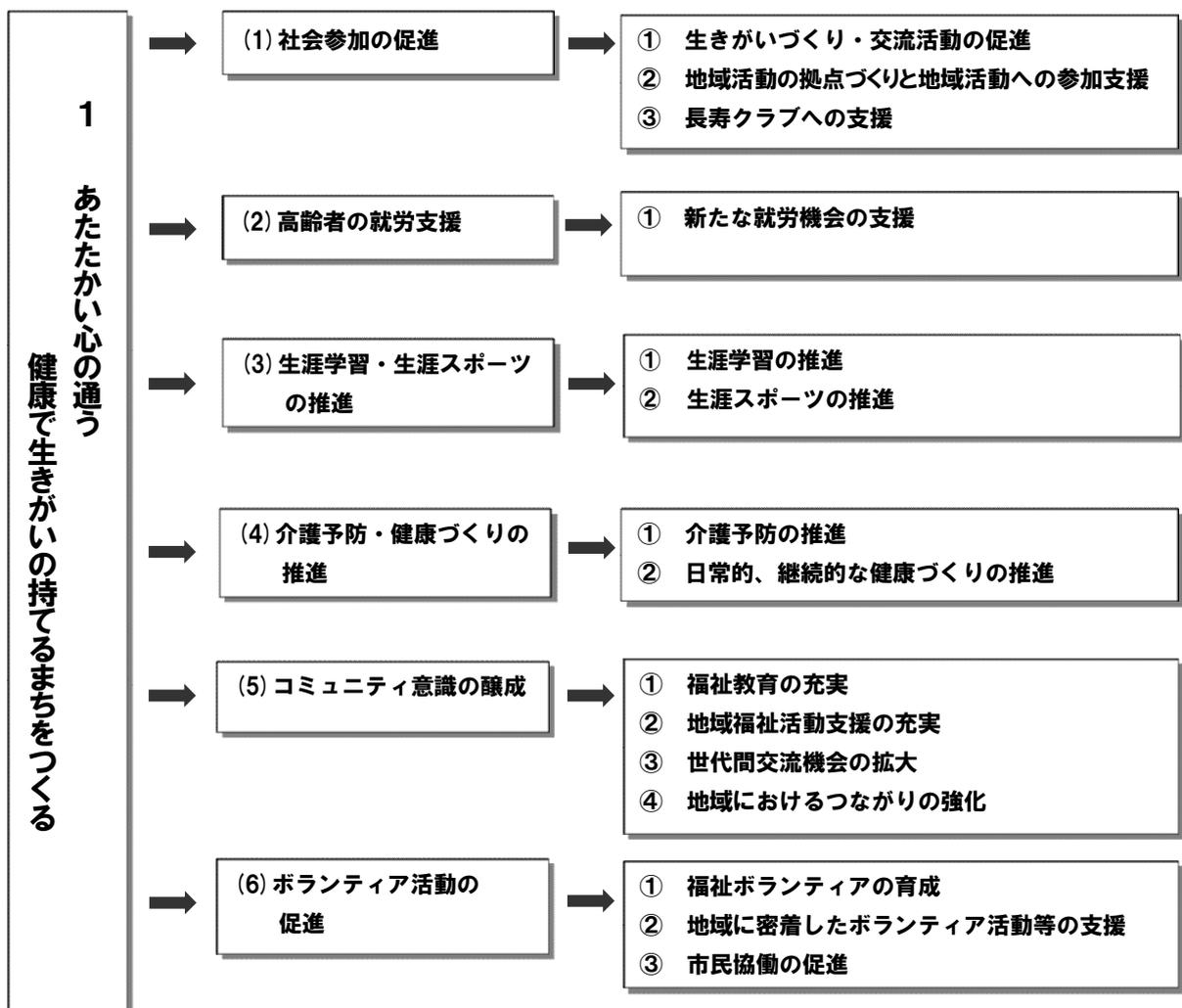
自立と選択

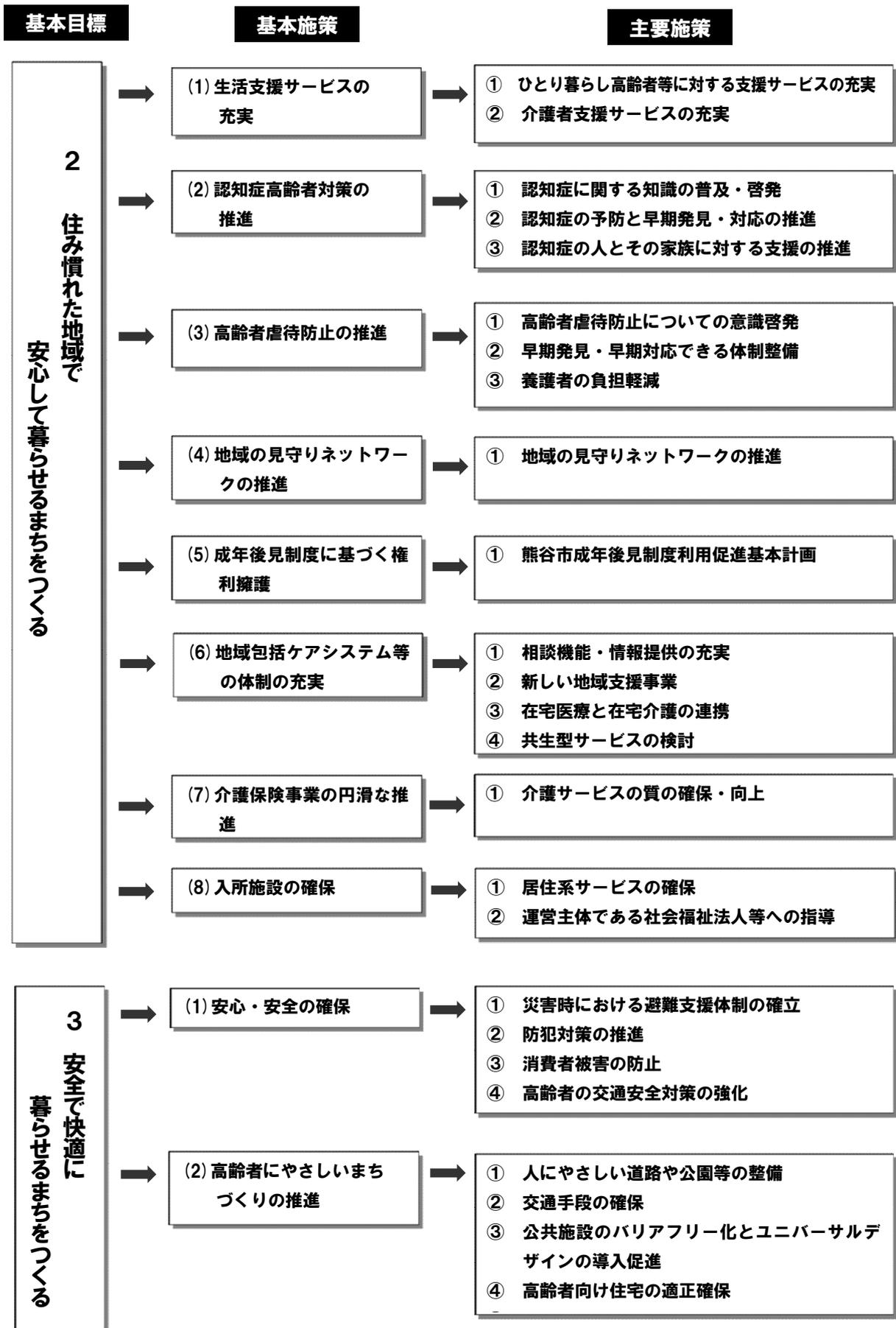
支え合い・連携

基本目標

基本施策

主要施策





第5節 重点課題

施策を展開するなかで、本計画期間において、特に重点的に取り組むべき課題を、アンケート結果や前回計画での取組状況等を踏まえ、以下のとおりとします。

課題1 健康づくりの推進

健康づくりは、市民が自主的・主体的に、そして楽しく気軽に取り組めるように、また、生涯学習や生涯スポーツなどを通じ、コミュニケーションを図りながら継続的に行われることが重要です。このためには、地域や関係団体等と協力しながら、「熊谷市第3次健康増進計画」の基本目標に基づくとともに、介護保険や医療保険と連携して、家庭や地域で継続して自主的・自発的に健康づくりに取り組めるような情報提供や環境づくりが求められます。

- ・日常的・継続的な健康づくりの推進
- ・気軽に楽しめる生涯学習・生涯スポーツの推進
- ・地域の長寿クラブや地域公民館等との連携
- ・運動機能や口腔機能の維持・向上、適切な栄養摂取など高齢者の健康づくりの啓発・情報提供

課題2 介護予防の推進

多くの高齢者は、将来の自身の心身について不安を抱えています。できるだけ長く自立した生活を送ることができるよう、一般介護予防事業の周知強化と自主的・自発的な活動をより促進して、自ら介護予防に取り組む高齢者が増えるよう支援していくことが求められます。

また、高齢者が病気になっても、住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、地域における包括的、継続的な医療・介護の関係機関の連携が求められています。

- ・介護保険の「新たな地域支援事業」等との連携による予防の推進
- ・在宅医療と在宅介護の連携
- ・介護予防についての知識の普及・啓発
- ・一般介護予防事業等の参加者の増加促進

課題3 市民協働の促進

多様化する高齢者のニーズに対応し、社会全体で高齢者を見守り、支えていくためには、高齢者自身も含めた市民の参加、協力が不可欠です。また、市民の意向を的確に把握するとともに、市民活動団体と行政がお互いの提案に基づき、共通の課題解決に向けて取り組むことで、より多様な価値観や住民ニーズに対応していく必要があります。

- ・協働事業による新たな支援の拡充
- ・介護者サロン等の支援

課題4 認知症高齢者対策と高齢者虐待防止の推進

高齢者の増加に伴い、ひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦の世帯の増加など、家族や地域社会の介護や援助が必要な高齢者が、さらに増加することが予想されます。

特に、認知症高齢者等が住み慣れた地域で、安心して尊厳を保ちながら生活できるよう、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行っていくほか、医療と介護、地域が相互に連携しながら、地域全体で認知症高齢者等やその家族を支援する仕組みづくりが必要です。

- ・認知症予防と相談窓口の充実
- ・認知症サポーター養成講座の推進
- ・地域見守りネットワークの充実
- ・高齢者虐待防止についての意識啓発

課題5 成年後見制度の利用促進

社会・家族の関わりが希薄化する中、判断能力が十分でない要援護高齢者等の権利を擁護するための支援として、成年後見制度の啓発と普及を図っていかねばなりません。成年後見制度を必要とする高齢者の多くは認知症であることから、認知症予防対策を推進するとともに、認知症に対する理解を深め、住み慣れた地域で生活を続けていくために、地域全体で見守る体制づくりを進める必要があります。

- ・成年後見制度の普及・啓発
- ・成年後見制度に係る相談・支援体制の推進
- ・市民後見人の育成

課題6 コミュニティ意識の醸成と助け合いづくり

社会環境や世帯構成の変化による、地域、隣近所、家族関係の希薄化などを背景に、地域全体で高齢者を見守り、支え合うコミュニティ意識の醸成が求められています。

市内のどの地域でも、これからの高齢社会において力を入れるべき施策として「高齢者を地域で見守るような住民の助け合い（共助）活動の育成」が重要な課題となっています。それぞれの地域の特性に応じた方法により、様々な機会や活動を通じてコミュニティ意識の醸成と助け合い（共助）の仕組みづくりを推進していく必要があります。

- ・要援護者の支援を目的とした地域支え合い（共助）の仕組みづくり
- ・世代間交流機会の創設、充実
- ・老人福祉施設、コミュニティ施設等の活用
- ・ボランティア活動の活性化

課題7 高齢者の地域参加

アンケート結果からは、社会状況の変化にともなって地域のコミュニティや住民同士の助け合いが重要性を増す一方、町内会や自治会等の地域と、高齢者自身との関わりの低下が徐々に進行している様子が見受けられます。

高齢者がこれまでの人生において培ってきた自らの知識や経験、能力を生かし、主体的に地域活動に参加できるよう支援するとともに、地域に密着した社会活動等、生きがいを持っていきいきと活動していく場の創出を図っていくことが必要です。

- ・知識・経験・能力を生かした地域活動、ボランティア活動の支援
- ・長寿クラブやレクリエーション等の活動を通じた社会参加の環境づくり
- ・仲間づくりや地域参加への情報提供、支援

課題8 就労支援の充実

高齢者の増加とともに、健康で元気な高齢者の就労希望者も増え、また、企業も豊かな知識と経験を持ったこの世代の力を必要としており、高齢期になっても就労している人が増えています。

高齢者の就労には、収入を得ることだけではなく、社会参加や生きがいづくりの手段としての側面もあることから、健康で働く意欲のある高齢者が、その能力や目的に応じた就労や、地域に密着し、自らが起業していけるような就労に対しても支援していくことが求められています。

- ・新たな就労機会の支援
- ・高齢者就職支援セミナーの開催
- ・関連情報の提供
- ・シルバー人材センターの支援

課題 9 情報提供・相談体制の充実強化

アンケート調査では、介護認定を受けていない比較的元気な高齢者が対象だったため、高齢者福祉サービスの認知度が低いという結果になりました。

現在、高齢者福祉サービス等の情報提供については、市報、各種パンフレットを活用していますが、情報が伝わりにくい高齢者に対しては、工夫をしながら一層の情報提供に努めていくとともに、常に最新の情報を提供するように努める必要があります。

また、きめ細かな情報提供と適切なサービス利用に結びつけるためには、相談窓口の充実を図り、関係機関との連携を強化していく必要があります。

- ・インターネット等を利用した多様な情報提供
- ・関係機関との連携と相談窓口の充実
- ・情報が伝わりにくい高齢者へのきめ細かな情報提供

第 2 部 各 論

第1章 あたたかい心の通う

健康で生きがいの持てるまちをつくる

第1節 社会参加の促進

長寿クラブをはじめとした地域活動など、高齢者が積極的に地域社会に参加できる環境を整備します。

1 生きがいつくり・交流活動の促進

【現況と課題】

高齢者の地域活動については、その中心的組織である長寿クラブの活動の活性化を図るとともに、高齢者の交流の場である老人福祉センターや老人憩の家をはじめ、各地区にある高齢者施設の有効活用がなされるよう、運営の支援を行っています。

各施設については、平成18年度（2006年度）から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会（以下、本文中では「熊谷市社会福祉協議会」と表示します。）、公益社団法人熊谷市シルバー人材センター（以下、本文中では「熊谷市シルバー人材センター」と表示します。）、地域の自治会等が管理運営を行っていますが、利用者の固定化や、施設の老朽化等が顕在化してきており、施設の計画的な修繕や適正な管理、施設利用の周知及び魅力ある運営により、幅広い高齢者が利用する施設として利用促進を図っていく必要があります。

【施策の方向】

長寿クラブを中心とした地域活動の活性化と、既存施設の有効活用、また、世代を超えてふれあえる場の提供と、熊谷市社会福祉協議会や地域で行うサロン活動を支援し、閉じこもりがちな高齢者の生きがいつくりと交流活動の促進及び交流機会の確保に取り組めます。

さらに、地域活動の主体となっている各種団体同士のつながりの強化や、活動目的を同じにする仲間同士の組織化を支援し、多様な主体による活動の活性化を図っていきます。

■老人福祉センターの利用促進

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための拠点として、4か所の老人福祉センターが設置され、多くの市民に利用されています。

平成 18 年度（2006 年度）から指定管理者制度を導入しており、現在、熊谷市社会福祉協議会が指定管理者となっています。

施設の整備とあわせて、職員の接客技術の向上や、各種イベントの展開等により、より快適で利用しやすく、地域に密着した施設とすることを心がけ、多くの高齢者にとって魅力ある施設運営に努めます。施設設備の老朽化が進んでいますので、計画的に改修や修繕を進め、利用者の安全と利便性を確保し、今後、必要に応じて施設のあり方を検討していきます。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
1 日平均利用者数 (4 施設合計)	人	479	439	427	見込 440	目標 470

※事業は毎年実施。太枠は最終年次とその目標を示す。

■老人憩の家の利用促進

高齢者の主体的な活動の場であり、交流・仲間づくりなど、教養の向上及びレクリエーションのための拠点として、4 か所の老人憩の家が設置されています。平成 18 年度（2006 年度）から指定管理者制度を導入しており、熊谷市シルバー人材センター、地域の民間企業、地域の自治会がそれぞれ指定管理者となっています。

地域の自治会等が指定管理者として管理運営することにより、地域の高齢者等がより一層利用しやすい施設を目指すとともに、今後、必要に応じて施設のあり方を検討していきます。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
1 日平均利用者数 (3 施設合計)	人	32	34	37	見込 40	目標 45

※1 施設については、公民館としての利用もあるため、数には含めないこととする。

■複合施設の利用促進

老人憩の家と児童館の複合施設として、箱田高齢者・児童ふれあいセンターが設置されています。平成 18 年度（2006 年度）から指定管理者制度を導入しており、現在、熊谷市社会福祉協議会が指定管理者となっています。

高齢者と児童とのふれあいを図ることを目的とした複合施設であることから、世代間交流の場として、高齢者と児童とがふれあう機会を設けることにより、施設の活用を図っていきます。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
1 日平均利用者数	人	71	65	64	見込 75	目標 85

■世代間交流グラウンド・ゴルフ大会

長寿クラブ会員と、世代を超えたグラウンド・ゴルフ愛好者との交流を深め、仲間づくりを図ることで、健康で生きがいのある生活を目指します。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
参加者数	人	425	458	628	461	目標 485

※会場変更等の理由により、平成 28 年度の参加者数が突出しています。

2 地域活動の拠点づくりと地域活動への参加支援

【現況と課題】

高齢者が、主体的に社会との関わりを持つことができ、これまでに培ってきた知識、経験、技能を生かし、地域活動やボランティア活動に積極的に参加できるよう、高齢者の活躍の場としての活動拠点づくりを推進するとともに、地域活動への参加支援を行い、高齢者の意欲と地域のニーズが一致する仕組みづくりの検討が必要となっています。

また、アンケート結果によると、町内会や自治会、ボランティア団体の活動などに「あまり参加しない」、「まったく参加していない」という方の割合がともに増加しています。高齢者の多様化するニーズを的確に捉え、高齢者の参加しやすい状況や活動機会の場をどのように整えていくかが課題となっています。

【施策の方向】

高齢者の地域参加を促進する環境づくりとして、関心のあるNPOの活動・ボランティア活動や、コミュニティ活動を体験できる機会の提供、社会参加やレクリエーション等の活動の拠点を検討していきます。

また、活動目的を同じにする仲間同士の組織化や育成を支援し、多様な主体による活動の活性化を図ります。

■地域活動やボランティア活動への参加支援

高齢者が、自ら参加できる地域活動や、ボランティア活動の情報の提供を行い、地域活動等への参加を図っていきます。

また、高齢者の興味、関心のあるNPOの活動やボランティア活動等の情報提供を行うとともに、拠点施設としての市民活動支援センターの機能の充実を図ります。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
市民活動団体の支援 センター登録数	件	183	206	212	見込 216	目標 228

■地域サロンの普及

高齢者人口の増加と核家族化により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えています。昔のような隣近所との付き合いも少なくなり、地域のつながりは希薄化が進んでいます。

今後は、この希薄化の修復の一助になるよう、市民が気兼ねなく、世代を超えてふれあいのできる、地域コミュニティの拠点として、楽しく気軽に参加できる地域サロンの普及と周知を図っていきます。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
実施回数	回	263	383	423	見込 450	目標 540
参加者数	人	6,868	8,779	9,660	見込 10,000	目標 11,000

■地域活性化の促進

地域社会活動の主体であり、各種団体で組織された小学校区を単位とする「校区連絡会」の実施する地域の課題解決に向けた活動に対して支援します。

また、環境や地域安全、健康増進など、福祉分野にとどまらない、多様な活動を行う団体等の活動支援を行い、地域活性化の促進を図ります。

3 長寿クラブへの支援

【現況と課題】

長寿クラブについては、近年、クラブ数、会員数ともに減少傾向にあります。仲間づくりや、地域参加への情報提供、啓発、そして身近な高齢者のコミュニケーションの場としての長寿クラブの活動は重要なものとなっています。

一方で、活動を牽引するリーダーの固定化や、会員の高齢化など、若手リーダーの育成や会員の増強が課題となっています。

【施策の方向】

魅力ある活動と、自主性・主体性をもった組織づくりが展開できるよう、長寿クラブへの活動に対する助成や活動支援を行い、高齢者の社会参加や生きがいづくりの場を確保していきます。

■長寿クラブ・長寿クラブ連合会の活動に対する支援

長寿クラブは、住み慣れた場所で活動できる身近な活動拠点のひとつです。高齢者が自主的、自発的に社会参加できるよう、気軽に楽しく参加できる組織の育成を進めます。さらに、クラブ間の情報の交換、共有を図るためには、長寿クラブ連合会の役割も大きいことから、これらの団体の活動に対して支援を行っていきます。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
全体 単位長寿クラブ数 (会員数)	団体 (人)	166 (9,247)	160 (8,781)	155 (8,401)	152 (8,093)	目標 160 (8,500)
熊谷地区 (会員数)	団体 (人)	130 (7,419)	125 (6,983)	119 (6,567)	117 (6,353)	目標 123 (6,672)
大里地区 (会員数)	団体 (人)	7 (349)	7 (371)	7 (390)	7 (382)	目標 8 (402)
妻沼地区 (会員数)	団体 (人)	13 (703)	12 (650)	14 (739)	15 (757)	目標 15 (795)
江南地区 (会員数)	団体 (人)	16 (776)	16 (777)	15 (705)	13 (601)	目標 14 (631)

(各年 4 月 1 日現在)

■魅力ある長寿クラブづくり

高齢化の進展とともに、長寿クラブ会員の平均年齢は高くなり、活動に参加することのできる高齢者の減少も見込まれます。活動内容の見直しや、各種教室、世代間交流など魅力ある活動、負担のない活動ができるような支援を図ります。

■若手世代の加入促進

長寿クラブ会員の高齢化に伴い、今後も継続して魅力ある活動と自主性・主体性をもった組織づくりを展開できるようにするために、若手リーダーの育成やクラブの活性化を支援するとともに、長寿クラブへの入会促進に努めていきます。

第2節 高齢者の就労支援

高齢者の就労は、収入を得ることだけでなく、生きがいつくりや社会参加を目的にするなど、ニーズが多様化していることから、健康で働く意欲のある高齢者のセカンドライフへの円滑な移行に向けた就労支援や、関連情報の提供を行います。

1 新たな就労機会の支援

【現況と課題】

高齢者の就労支援については、熊谷市シルバー人材センターに対して補助金を支出し、運営を支援しているほか、働く意欲のある高齢者が、就労の機会を得られるよう、関係機関との連携を図り、就労相談や就労に係る情報の提供等、高齢者の就労機会の確保を図っています。

一方で、定年年齢の引上げとともに、年金支給開始年齢の引上げなどの法整備が進められていることや、団塊の世代の方の全てが65歳を迎えた今日、高齢期における就労・社会参加ニーズは多様化しています。

こうしたことから、就労機会の確保だけでなく、就労を通じた生きがいつくりや社会参加の推進も含め、高齢期の雇用のあり方や就労支援は大きな課題となっています。

【施策の方向】

熊谷市シルバー人材センターについては、社会的な高齢者の雇用環境の変化により、登録会員数は減少していますが、高齢者の短期的又は軽易な就労における役割は重要であることから、引き続き支援を行うとともに、ハローワーク熊谷と連携した高年齢者就職支援セミナーの開催をとおして、高齢者の就労を支援していきます。

また、就労意欲のある高齢者に対して、生きがいつくりや社会参加、介護予防といった観点からも、関係機関と連携・協力しつつ、関連情報を提供していきます。

■高年齢者就職支援セミナーの開催

雇用・就労や社会参加などを希望する高年齢者の方を対象に、ハローワーク熊谷と共催で就職支援セミナーを開催し、高齢者の就労を支援していきます。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
セミナー実施回数	回	1	1	1	見込 1	目標 1

■就労に関する情報の提供

国、県と連携し、就労情報の提供や各種施策の周知、市役所 1 階ロビーでのハローワーク求人情報の掲示など、高齢者の就労機会の増大を図るための情報を様々な媒体や機会をとおして提供していきます。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
求人情報掲示回数 (市役所 1 階ロビー)	回	24	24	35	見込 36	目標 36

■熊谷市シルバー人材センターへの助成

臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就労の提供や、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上、活性化を推進している熊谷市シルバー人材センターに対し、その運営を支援するため補助金を支出し、高齢者の意欲と能力、ライフスタイルに合わせた多様な就労機会の確保を図ります。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
登録会員数	人	1,391	1,344	1,304	見込 1,250	目標 1,200



第3節 生涯学習・生涯スポーツの推進

高齢者が、健康で生きがいを持って暮らしていくことができるよう、高齢者の学習ニーズや生涯スポーツについて、高齢者自らの意欲や能力に応じた活動を選択し、活動できる環境の整備を推進します。

1 生涯学習の推進

【現況と課題】

高齢者に対する学習機会の提供の場として、各公民館で生涯学習講座の開設や、中央公民館による「直実市民大学」、妻沼中央公民館による「けやき大学」を開校しています。

また、各地域において、文化祭等を開催し、活動成果の発表の場及び鑑賞機会を提供しています。

市民の学習ニーズは多様化してきており、それらに応えられるよう、講座内容を充実していくことが課題となっています。

【施策の方向】

今後も、各公民館等において多彩な学習機会の提供と、主体的な学習活動の支援を図り、生涯にわたり生きがいを持ち、豊かな人生を送ることができるよう、高齢者のニーズに応じた講座等を開設するとともに、学習成果を発表する場を確保し、さらなる生きがいづくりにつなげます。

また、高齢者が持つ知識や能力を、地域の生涯学習や体験活動等に生かす機会の充実を図ります。

■高齢者芸能大会

高齢者が日ごろから取り組んでいるダンスや郷土芸能等の文化活動の成果を発表する場を提供することで、高齢者が持っている潜在能力を生かし、生きがいとしての趣味や文化活動に対する参加の促進を図ります。

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
参加者数	人	451	406	317	402	目標422
団体数	団体	29	28	26	29	目標30

■高齢者趣味の作品展

高齢者が趣味や技能を生かして創作した絵画、書、写真、俳句等の作品発表の場を提供することで、高齢者の生きがいを高めるとともに、創作意欲の向上を目指します。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
出品数	点	170	156	122	見込 140	目標 150

■直実市民大学等との連携

中央公民館における「直実市民大学」、妻沼中央公民館における「けやき大学」及び県の「彩の国いきがい大学」と、本市には、高齢者のための学習の場が設けられています。高齢になっても学習に対する意欲は高く、学習を通じて心身の健康を培うとともに、社会参加により生きがいを見出し、豊かな人生を歩むことができるよう、関係機関との連携を図っていきます。

■公民館等における各種講座の開催

市民の学習ニーズに対応するため、各公民館で魅力ある講座を展開し、生涯学習の充実と、ともに楽しむ仲間づくりの機会の提供を図ります。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
講座回数	回	475	482	485	見込 490	目標 496

■生涯学習の情報提供

多くの高齢者の情報源は、市報、新聞や雑誌、テレビ・ラジオ等の媒体が主なものとなります。高齢者が、情報を入手しやすい方法で周知を図り、生涯学習の参加につながるよう努めます。

また、各地域における文化祭等の開催により、活動成果の発表や鑑賞の場を提供するとともに、スポーツ・文化村「くまびあ」を拠点として活動する生涯学習活動団体の情報を提供し、生涯学習への参加意欲を喚起するよう図ります。

■関係機関の講師の活用

日常的・継続的な生涯学習を推進するために、「熊谷学講師」のような、地域の魅力や可能性を広く市民に語れる講師のほか、市政宅配講座をはじめ、関係機関等で専門的な内容を分かりやすく伝えることのできる講師を活用することで、親しみやすく学習者のニーズに応じた講座の提供を図ります。

2 生涯スポーツの推進

【現況と課題】

高齢者が、気軽にスポーツを楽しむ機会として、公益財団法人熊谷市体育協会（以下、本文中では「熊谷市体育協会」と表示します。）、熊谷市レクリエーション協会等と連携し、ターゲットバードゴルフやリズム体操等の初心者講習会を開催しています。

また、ゲートボールやグラウンド・ゴルフ等、協会加盟団体が大会を実施するなど、高齢者の健康づくりと交流の機会を提供しています。

そのほか、公民館等において体力測定会を実施し、自らの体力を把握する機会を提供しています。

【施策の方向】

引き続き、熊谷市体育協会、熊谷市レクリエーション協会等と連携し、いくつになっても生き生きと、心身ともに健康で充実した毎日を過ごすことができるよう、スポーツ・レクリエーションの講習会や大会等の開催により、健康づくりと交流を図っていきます。

■高齢者ゲートボール大会

高齢者スポーツの要として、長寿クラブの練習の成果を発揮する機会を提供していきます。

また、長寿クラブや他のゲートボール愛好者との交流も深め、生涯スポーツとして長く親しめるよう継続的な健康づくりを推進していきます。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
参加者数	人	116	105	85	98	目標 103

■レクリエーション種目初心者講習会

熊谷市レクリエーション協会と連携し、ターゲットバードゴルフやリズム体操等の初心者講習会を開催していきます。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
参加者数	人	60	45	70	47	目標 55

■高齢者体力測定会

高齢者向けの体力測定会を公民館や集会所等を会場に実施し、健康づくりへの取組に役立てます。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
実施件数	件	7	5	9	見込 6	目標 7
参加者数	人	152	146	219	見込 215	目標 180



第4節 介護予防・健康づくりの推進

高齢者が、地域において豊かな経験と知識・技能を生かしながら、地域支え合いの仕組みづくりや、元気な高齢者の介護予防に取り組む等、高齢者一人一人の状態に応じた、介護予防や健康づくりについて自主的・自発的に取り組むことができるよう支援します。

1 介護予防の推進

【現況と課題】

介護予防事業については、保険者である大里広域市町村圏組合と連携を図りながら、現在、市内10か所の社会福祉法人に委託し、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「^{こうくう}口腔機能の向上」に向けた取組を進めています。

また、高齢者の増加に伴い、介護予防事業に対するニーズが多様化していくことから、民間団体等の協力を得て、健康いきいきサポーター事業を実施しています。

今後、後期高齢者の多くが「フレイル（虚弱）」という中間的な段階を経て徐々に要介護状態に陥ると考えられていることから、身体的、精神的、社会性の衰えたフレイルの段階の方に対する対策が必要です。

【施策の方向】

引き続き、大里広域市町村圏組合及び地域包括支援センターと連携しながら、特に介護予防への取組が必要な高齢者を把握し、ケアプランに基づいたサービスを提供します。

また、市民が行う体操教室を支援するとともに、栄養改善や口腔ケアに関する講座を開催するなど、より多くの高齢者が、参加しやすい実施方法等を検討していきます。

さらに、健康いきいきサポーター事業については、介護予防メニューや利用者数が増えるよう、PRに努めるとともに、効果的な取組を進めます。

なお、介護保険制度の改正に伴い、新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」が実施されることから、保険者である大里広域市町村圏組合と緊密に連携しながら、事業を実施していきます。

■ニャオざね元気体操の推進

ニャオざね元気体操（住民主体の介護予防体操）教室に対し、地域包括支援センターとともにその活動を支援し、高齢者の健康づくりを推進します。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
会場数	箇所	—	—	5	見込 13	目標 35

※事業開始は平成 28 年度

■介護予防体操事業の支援

住民主体のニャオざね元気体操の活動を支援するため、介護予防サポーターを養成するとともに、体操教室を実施している地区に理学療法士が出向き、支援します。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
実施回数	回	—	—	21	見込 68	目標 105

※事業開始は平成 28 年度

■シナプソロジー実践講座の開催

脳活性化のためのシナプソロジー実践講座を開催し、受講後には住民主体のサロンやサークル等で実践していただくことを目指します。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
実施回数	回	—	—	2	見込 1	目標 1

※事業開始は平成 28 年度。参加希望が多かったため、初年度のみ 2 回実施。

■健康いきいきサポーター

高齢者の介護予防をサポートする取組を実施している民間団体（企業、社会福祉法人、NPO法人等）に登録していただき、介護予防メニューの充実を図ります。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
介護予防メニュー数	団体	20	21	22	見込 23	目標 26

■訪問型サービス

訪問型サービスについては、従来の介護予防訪問介護に相当するサービス（ホームヘルプサービス）を実施しています。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
利用件数	件	—	—	3,957	見込 4,036	目標 4,239

※平成 28 年 3 月事業開始

■短期集中予防訪問サービス

介護予防マネジメントにより、事業の利用が適切と判断された方に対し、短期間で専門職が対象者の居宅を訪問し、生活上の問題・課題及びその背景・原因を総合的に把握し、必要な相談・指導等を実施することにより問題解決・原因の解消を図り、自立した生活を目指します。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
利用件数	件	—	—	—	見込 4	目標 120

※平成 30 年 1 月から事業開始予定

■通所型サービス

通所型サービスについては、従来の通所介護に相当するサービス（デイサービス、デイケア）を実施しています。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
利用件数	件	—	—	8,793	見込 9,528	目標 12,862

※平成 28 年 3 月事業開始

■介護予防ケアマネジメント

要支援者に対し、総合事業によるサービスが適切に提供できるように地域包括支援センターがアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて目標を設定し、本人が自立した生活を送ることが出来るよう、ケアプランを作成します。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
ケアプラン作成件数	件	—	—	8,876	見込 9,950	目標 14,660

※平成 28 年 3 月事業開始

2 日常的、継続的な健康づくりの推進

【現況と課題】

高齢者の健康づくりについては、健康増進法に基づいて「熊谷市第3次健康増進計画」が策定されており、市民の主体的な健康づくりへの取組を支援しています。

また、介護保険制度の中では、65歳以上の元気な高齢者を対象として、基本チェックリストを利用し、早期に介護予防事業につながる取組が行われています。関係機関がこれまで以上に連携し、高齢者の健康を支えていく必要があります。

このほか、高齢者の健康づくりを支援するサービスとして、マッサージや公衆浴場、熊谷さくら運動公園屋内プール（アクアピア）等の利用に対して助成を行っています。

各種サービスに関しては、高齢者の健康づくりに寄与しているものの、地域や状況によって利用しにくい場合があるため、対象者や実施方法等を検討していく必要があります。

【施策の方向】

高齢者の健康づくりを支援するサービスに関しては、有効かつ公平性を保つ観点から、提供対象や実施方法等について検討しながら実施していきます。

また、生活習慣病やこころの健康対策など、「熊谷市第3次健康増進計画」についても、広く市民に周知しながら推進し、ねたきり防止や、認知症予防のための市民の自主的な取組を支援していきます。

■敬老マッサージ・鍼灸サービス事業

鍼灸院などでマッサージや鍼灸が受けられる利用券を発行します。

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
利用者数	人	521	456	469	見込500	目標530

■健康入浴事業

高齢者の健康と衛生を保持し、福祉の増進を図るため、公衆浴場の入浴料金の一部を助成します。

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
年間利用者数（延べ）	人	14,223	13,874	13,800	見込12,862	目標12,500

■アクアピア・健康スポーツセンター無料利用券交付事業

高齢者の健康づくりに資することを目的として、アクアピア及び健康スポーツセンターの無料利用券を交付します。

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
申請者数 （アクアピア）	人	203	193	303	見込350	目標500
申請者数 （健康スポーツセンター）	人	397	419	570	見込650	目標800

■熊谷市第3次健康増進計画の推進

平成29年（2017年）に策定された計画の内容を周知し、市民一人一人の主体的な健康づくりへの取組を推進するとともに、関係機関・団体等と連携しながら、生活習慣の改善等について実践していくための支援を行います。

また、計画に基づいて高齢者の健康づくりに焦点を当てた取組を強化するとともに、適切な栄養摂取や運動機能の維持・向上により生活機能の自立を確保する取組を推進します。

熊谷市第3次健康増進計画の骨子

- 基本理念 だれもが安心して健康に暮らせるまち くまがや
- 基本目標
- ① 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
 - ② 栄養、食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、禁酒及び歯・口の健康に関する生活習慣の改善
 - ③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
 - ④ 社会環境の整備

■高齢者への熱中症対策

民生委員・児童委員の協力により、単身高齢者台帳登録者を対象に、夏季の見守り活動を兼ねて、熱中症予防グッズの配布を行います。

また、75歳の高齢者には、クールスカーフの配布を行います。

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
熱中症予防 グッズ配布数	人	2,930	2,944	2,813	2,898	目標 3,000
クールスカーフ 配布数	人	2,010	2,289	3,904	2,584	目標 2,100

※熱中症対策事業について、平成28年度に対象者要件等の見直しを行ったため、数値が変動しています。



第5節 コミュニティ意識の醸成

全ての市民が、地域福祉に関心を持ち、福祉に対する理解の促進を図るための福祉教育を推進するとともに、様々な交流の中から相手を思いやる心、みんなで支え合い、助け合う「共に生きる社会」という視点から、市民のコミュニティ意識の醸成を図っていきます。

1 福祉教育の充実

【現況と課題】

今後のさらなる高齢化に対応するためには、子供たちの高齢者に対する理解を深めていくことが大切です。

そのため、本市では、福祉教育の一環として、市内小・中学校が社会福祉協力校となり、高齢者擬似体験をはじめ、車いす体験、アイマスク体験、手話体験、点字体験等の福祉体験をととした福祉教育を行っています。

また、養護老人ホームを訪問し、見学や介助体験を行うなど、各校で創意工夫した学習活動を展開し、高齢社会に対する関心を高めています。

【施策の方向】

引き続き、各小・中学校が社会福祉協力校として、社会福祉体験を教育課程に位置付けるなど、積極的な福祉教育の充実と推進を図ります。

また、様々な高齢者を題材とする教材の学習をとおして、意図的、計画的に高齢者への理解を深め、高齢社会への関心を高めていきます。

■福祉体験学習の充実

高齢者にあたたかい思いやりをもって接するためには、幼少期から福祉に触れることができる環境づくりが重要なものになります。車いす体験をはじめとする体験学習をとおして福祉教育の充実を図っていきます。

2 地域福祉活動支援の充実

【現況と課題】

地域には、熊谷市社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめ、ボランティア団体等様々な機関や団体が、要援護高齢者を支援するための活動を行っています。これらの活動を支援していくとともに、関係機関・団体との連

携あるいは団体同士の交流により、ネットワーク化を促進し、事業推進を図っています。引き続き「地域福祉計画」に沿って、計画的に地域福祉活動の推進を図っていく必要があります。

【施策の方向】

地域福祉計画に基づき、地域で活動する各種機関・団体等が行う活動に対して様々な視点から支援を行い、活動の活性化を図るとともに、各種機関・団体同士のネットワークづくりの促進と連携体制の強化を図ります。

■熊谷市社会福祉協議会の活動支援

地域福祉の中核的役割を担っている熊谷市社会福祉協議会は、各種在宅福祉サービスを提供するとともに、ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の推進を行っており、今後も引き続き必要な活動支援や助成を行い、自主的な活動の充実を図るとともに、連携を緊密にしていきます。

■民生委員・児童委員活動支援

地域の高齢者への見守り活動の中で、相談や助言、各種福祉サービスに関する情報提供や、市が実施する事業等への協力も行っている民生委員・児童委員に対し、その活動に必要な情報について研修会・説明会等をとおして提供していきます。

■地域福祉活動ネットワークの構築

自治会、長寿クラブ、婦人会など地域の各種団体が行う、地域の高齢者が安心して暮らしていくことができるための自主的な活動に対して、以下の支援を行い、その活性化を図ります。

- (1) 地域福祉基金の活用
- (2) 民生委員・児童委員協議会との連携
- (3) 地域住民への認知症やその予防に関する知識の普及・啓発等

■地域福祉計画の推進

熊谷市地域福祉計画及び熊谷市地域福祉活動計画について、その着実な推進を図ります。

また、その内容について市民や関係機関・団体に対して周知し、地域全体で高齢者を支えるために主体的に行動する気運の醸成と活動の活性化を促します。

熊谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子

■ 基本理念

人から人へ 心つながる共生都市 くまがや

～一人ひとりが いきいきと 安心して暮らせる福祉のまち～

■ 計画の目標

- 1 市民参加による地域福祉の推進
- 2 地域ネットワークによる支え合いの構築
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進
- 4 安全で安心できる生活環境の実現

3 世代間交流機会の拡大

【現況と課題】

高齢者と子供との交流機会として、小・中学校では、地域の高齢者を招待した季節の行事や昔遊び等の交流事業を実施し、高齢者と子供たちとの共通体験の機会を設けています。

今後は、より幅の広い世代間交流機会を創出していく必要があります。

【施策の方向】

地域福祉の基本は、人と人とのつながりです。幼児や小・中学生等と地域の高齢者との交流機会の拡大を図り、相手を思いやる心の醸成を図ります。

また、今日まで築いてきた地域とのつながりを大切に、自治会や長寿クラブ、各種サークル等と連携を図りながら、様々な行事や地域の伝統文化の承継等を通じた世代間交流機会を創出していきます。

■世代間交流グラウンド・ゴルフ大会（35 ページ）〔再掲〕

長寿クラブ会員と、世代を超えたグラウンド・ゴルフ愛好者との交流を深め、仲間づくりを図ることで、健康で生きがいのある生活を目指します。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
参加者数	人	425	458	628	461	目標 485

※会場変更等の理由により、平成 28 年度の参加者数が突出しています。

4 地域におけるつながりの強化

【現況と課題】

アンケート調査結果からは、近隣関係の希薄化がうかがえるとともに、地域活動へ参加する割合は減少してきています。自治会等の地域活動団体では、その活動を牽引するリーダー層の高齢化や固定化が進んでいます。これらの層を中心に、より幅の広い年齢層の参加による地域活動を通じて、コミュニティ意識の醸成とつながりの強化を図っていくことが必要です。

【施策の方向】

最も身近なコミュニティ組織である自治会や校区連絡会を中心とした団体の活動を支援し、子供の見守り、防犯活動や自主防災組織等の活動を通じたコミュニティ意識の醸成と近隣同士のつながりの強化を図ります。

■自治会や校区連絡会等の活動支援

引き続き、自治会や校区連絡会等の活動を支援していくとともに、様々な世代の人の加入と活動への参加を通じて、地域活動の活性化を図ります。

■コミュニティ活動の拠点としての地域資源施設の活用

老人福祉センターや老人憩の家をはじめとした地域の既存施設を適正に管理していくとともに、コミュニティ活動の拠点として有効活用できるよう、検討していきます。

■敬老会主催団体への支援等

地域の高齢者の方を敬うため、自治会、公民館、地区社会福祉協議会、施設等の敬老会を主催する団体に対し、敬老会開催費用の一部を助成しています。

第6節 ボランティア活動の促進

ボランティア活動が円滑かつ活発に展開され、ひとり暮らしの高齢者等が安心して生活できるよう、福祉ボランティアの育成を推進するとともに、ボランティアに携わる人や団体等の活動支援を行います。

1 福祉ボランティアの育成

【現況と課題】

ボランティア活動の推進については、熊谷市社会福祉協議会がボランティアセンターを設置し、活動の場を提供し、ボランティアをしたい人と支援が必要な人とのコーディネーターとしての役割を果たすほか、活動における心構えや、活動方法等について学ぶ講習会の開催や指導等を行っています。

また、活動を支援するため、熊谷市社会福祉協議会では、地域福祉活動を行う団体等に対して助成を行うなど、活動の活性化に向けた支援を行っています。

ボランティア活動やNPOの活動を活性化するためには、活動に関する新たな情報提供が重要であり、また幅広い活動の担い手の確保が必要となっています。

【施策の方向】

熊谷市社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターの活動を支援し、潜在的なボランティアの掘り起こしとその育成、支援を推進します。

■熊谷市社会福祉協議会が実施するボランティア講座等

熊谷市社会福祉協議会では、夏のボランティア体験のほか、ボランティア入門講座やボランティアスキルアップ講座を実施します。

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
夏のボランティア体験	延べ人数	1,244	1,229	1,142	見込 1,207	目標 1,300
入門講座	人	46	51	44	見込 50	目標 60
スキルアップ講座	人	45	61	43	見込 50	目標 60

2 地域に密着したボランティア活動等の支援

【現況と課題】

ボランティア活動は、その主体や活動内容が多様化しており、NPOや有償ボランティア等により、様々な活動が行われています。

また、ボランティア活動を含めた市民活動を支援するため、市では平成20年3月に、市民活動支援センターを開設し、活動拠点として大きな役割を果たしています。

地域の中で福祉活動の必要性が生じたとき、それを実現するために意欲のある市民を確保し、ボランティア活動に結び付ける支援が必要です。

このため、ボランティア団体とNPO団体等との連携及び役割分担により、市民による地域に密着した、多様で主体的なボランティア活動等の支援を推進していくことが必要です。

【施策の方向】

熊谷市社会福祉協議会と連携しながら、ボランティア活動に関する情報提供や活動の機会・拠点の提供、財政面などで、ボランティア団体やNPO等が行う活動を支援します。

また、福祉施設や企業も含め様々な分野の活動主体が、連携・協働して活動する機会の創出を検討していきます。

3 市民協働の促進

【現況と課題】

福祉分野に関しては、市民の多くが関心を寄せていますが、ボランティア活動を継続して実施していくためには、高いモチベーション（動機付け）が必要です。市民が、何らかのモチベーションを次の活動に結びつけることができるような仕組みづくりが必要です。

【施策の方向】

共助の仕組みや、ボランティア活動に対するモチベーションを創出する制度など、市民協働「熊谷の力」事業を中心に、地域の実情に即した地域支え合いの仕組みづくりを推進します。

■市民協働「熊谷の力」事業等の実施

協働のまちづくりを推進するため、市民協働「熊谷の力」事業の実施や熊谷市民公益活動促進事業はじめの一步助成金の交付を行います。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
協働事業の提案数	件	5	5	4	見込 6	目標 5

第2章 住み慣れた地域で

安心して暮らせるまちをつくる

第1節 生活支援サービスの充実

介護や医療の必要性があっても、高齢者が、住み慣れた家庭や地域で生活を続けられるよう、在宅での自立支援と介護者の支援を行い、また、ひとり暮らしの高齢者等の安否確認を目的とした、生活支援サービスの充実を図ります。

1 ひとり暮らし高齢者等に対する支援サービスの充実

【現況と課題】

本市におけるひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯は年々増加し、全世帯に占める割合も増加してきています。現在、高齢者の生活支援とあわせて安否確認を目的として各種サービスを展開していますが、高齢者の増加に伴って支援が必要な高齢者の増加が予想されることから、民間事業所等の協力を得ながら、サービス提供体制の確保が課題となります。

【施策の方向】

民生委員・児童委員をはじめ関係機関や宅配等を行う民間事業者等と連携し、日常の安否確認や支援が必要な高齢者の把握に努めながら、適切なサービス提供ができる体制を確保していきます。



■あんしんコール事業（緊急時通報システム）

在宅で生活する高齢者に対して、緊急ボタンを押すと外部と連絡が取れ、救急活動が受けられる通報機器を貸し出すことで、急病又は事故等の緊急事態への対処など生活の安全を確保するとともに、日常生活における不安の解消を図ります。また、相談機能により、利用者の健康や介護相談等に対応します。

あんしんコール	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
新規登録台数	台	—	—	—	見込77	目標80
設置累計台数	台	—	—	—	見込155	目標500

緊急時通報システム	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
新規登録世帯	世帯	77	81	69	見込 0	目標 0
設置累計台数	台	464	509	511	見込 409	目標 225

※ 平成 29 年度以降、緊急時通報システム事業からあんしんコール事業への切り替えを段階的に行っていることから、緊急時通報システムの平成 29 年度の新規登録世帯数が「0」となっています。

■救急医療情報キット（あんしんくまがや 119）の配布

ひとり暮らしの高齢者の救急の事態に備え、また適切で迅速な救急医療活動ができるよう、かかりつけの医療機関の情報等を記入するキットを単身高齢者台帳登録者に配布しています。

また、配布対象者以外の方も利用できるよう、ホームページでキットの作成方法を紹介しています。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
配布数	人	258	281	265	見込 270	目標 300

■ハートフル収集

家庭ごみを集積所まで運べない高齢者等の自宅を訪問し、安否確認を兼ね定期的に訪問収集を行うサービスを実施しています。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
登録者数(累計)	人	89	108	121	138	目標 200

※平成 29 年度は 10 月 1 日現在の数値

■配食サービス

自分で食事の支度をするのが困難なひとり暮らし及び高齢者のみ世帯の高齢者に昼食を自宅まで配達し、日常の安否確認と栄養改善を図ります。

利用者のニーズを把握しながら、サービスを提供するとともに、在宅における「食」の自立支援の観点から、低栄養に陥りやすいひとり暮らし高齢者等の栄養改善とともに、見守り活動として日常の安否確認に重点を置いたサービス提供に努めます。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
利用者数	人	94	102	100	見込 100	目標 95
配食数(延べ利用者数)	食	13,924	13,977	13,724	見込 13,400	目標 13,000

■ふとん乾燥サービス

ねたきり高齢者及びひとり暮らし高齢者を対象に、専門業者に委託してふとん乾燥を行うことにより、保健衛生の向上を図ります。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
登録者数	人	21	24	31	見込 38	目標 50

■軽度生活援助

在宅で生活する高齢者に対して、軽易な日常生活の支援を行うことにより、在宅で自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への移行又はその進行を防止します。

なお、高齢者の就労支援も兼ね、熊谷市シルバー人材センターに業務委託して実施します。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
延べ利用者数	人	1,660	1,634	1,531	見込 1,510	目標 1,480
延べ利用時間	時間	4,373	4,331	4,043	見込 4,130	目標 4,115

2 介護者支援サービスの充実

【現況と課題】

高齢化に伴って、介護が必要な高齢者が増加していますが、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護予防に対する自主的な取組や、支援が必要になったときの地域や家族による見守りが必要となります。

しかし、在宅で介護する家族も高齢化が進み、介護者の身体的、精神的、経済的負担が大きくなっています。

現在、ねたきり高齢者等を在宅で介護している家族に対し、支援や表彰を行っています。今後は、大里広域市町村圏組合と連携し、介護保険の枠組みの中で、介護者の負担軽減を図っていく必要があります。

【施策の方向】

高齢者が、住み慣れた地域での生活を継続していくことができるよう、在宅で介護する家族等に対する支援を継続していきます。

■生活支援コーディネーターの配置

住民主体の地域づくりを推進する生活支援コーディネーターを市町村区域（第1層）に配置していますが、地域の生活支援等サービスのニーズ等に臨機応変に対応するため、日常生活圏域（第2層）においても協議体を設置することを検討します。

これにより、地域のニーズや資源を洗い出し、地縁組織等多様な主体へ協力を働きかけ、地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた取組を進めます。

■家族介護支援事業

介護保険制度における地域支援事業の任意事業として、10か所の市内社会福祉法人に委託し家族介護教室を開催しています。

さらに、大里広域市町村圏組合及び地域包括支援センターと連携しながら、在宅で高齢者を介護する家族等の精神的負担の軽減を図ります。

■介護者サロン

常時介護を必要とする家族等の介護を行っている方の身体的、精神的、経済的負担は大きく、同じ悩みを抱える方たちのコミュニティの場として、また専門的知識の収集の場として、より有益な介護者サロンの開催について、今後も社会福祉法人やNPOとの連携を深めます。

■紙おむつ給付事業への補助

在宅の高齢者等を介護する家族の経済的負担を軽減するため、熊谷市社会福祉協議会が実施する紙おむつ給付事業に対して補助金を交付します。

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
受給者数	人	6,086	6,005	5,954	見込 6,000	目標 6,100

■在宅ねたきり老人等介護者手当支給事業

ねたきりの高齢者等を在宅で介護する家族を支援します。

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
受給者数	人	246	232	233	見込 230	目標 260

第2節 認知症高齢者対策の推進

認知症高齢者の増加に対応するため、認知症に関する知識の普及・啓発を行い、正しい理解を進めながら、地域全体で認知症高齢者を見守る体制を整備します。

1 認知症に関する知識の普及・啓発

【現況と課題】

認知症高齢者は、今後も増加することが予想され、認知症高齢者の権利と尊厳を守るため、また介護する家族等の負担を軽減するためには、地域全体で認知症高齢者とそれを支える家族の支援ができるよう、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行っていくことが必要です。現在、認知症の正しい理解の普及活動として、認知症サポーター養成講座を実施しています。

また、「認知症とあゆむ熊谷家族の会」等と連携を図りながら認知症に関する知識の普及・啓発に努めています。

【施策の方向】

国においては、認知症高齢者にやさしい地域づくりに向け、関係府省庁が共同で「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定しました。

本市では、地域全体で認知症を支えることができるよう、医療機関等と連携を図りながら、認知症に対する理解を深めるための普及・啓発活動を推進するとともに、市民だけではなく、企業や事業所に対する認知症サポーターの養成を促進し、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を目指します。

■認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めるため、認知症を正しく理解し、認知症高齢者や家族を支援する「認知症サポーター」の養成講座を、キャラバンメイトの方を講師として開催していきます。市政宅配講座として開催するほか、学校教育における認知症の人を含む高齢者への理解の推進を図るため、市内の小・中学校でも養成講座を開催します。

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
養成講座開催数(累計)	回	241	308	372	見込433	目標616
サポーター数(累計)	人	10,754	13,427	16,056	見込19,000	目標26,000

■認知症キャラバンメイト養成研修への参加促進

市職員及び市内の関係機関、事業所等に対し、県等が実施する「認知症キャラバンメイト養成研修」への参加を促し、認知症サポーター養成を推進するキャラバンメイトの確保に努めます。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
キャラバンメイト数	人	36	41	46	見込 51	目標 66

■サポーター・タグ普及事業

外出時の認知症等介護者に対する周囲の理解と、協力意識の拡大のため、介護中であることの日印である腕章「サポーター・タグ」を作成し、介護者に貸し出すことで、介護者に対する支援と、要介護者や介護者が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

また、腕章を事業所等へ設置してもらい、来所した介護者に貸出しを行います。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
協力事業所数	箇所	55	55	56	見込 57	目標 60

■認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の推進

平成 27 年（2015 年）1 月、国で策定した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき、認知症高齢者にやさしい地域づくりに努めます。

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の概要

■ 基本的考え方

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

■ 7つの柱

- 1 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- 2 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- 3 若年性認知症施策の強化
- 4 認知症の人の介護者への支援
- 5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- 6 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- 7 認知症の人やその家族の視点の重視

2 認知症の予防と早期発見・対応の推進

【現況と課題】

アンケート調査によると、認知症予防について知りたい高齢者の割合が高いことがわかります。認知症に対する不安軽減のためにも、認知症予防についての周知を図るとともに、症状の早期発見に努め、対応していくことが必要です。

【施策の方向】

地域包括支援センター、各関係機関等と連携しながら、認知症予防に向けた教室を開催していきます。

また、市ホームページに認知症の簡易チェックサイトを設け、本人や家族が自ら認知症の疑いがあるかどうか確認出来るようにするとともに、「もの忘れ検診」を実施し、認知症予防の取組が特に必要とされる高齢者の把握に努め、認知症予防プログラムへとつなげる仕組みを検討します。

■認知症簡易チェックサイト

本人や家族が、本人や身近な方の状態を簡易にチェック出来るよう、市ホームページに認知症簡易チェックサイトを開設しています。認知症が疑われる場合には相談先を表示し、認知症の早期発見に役立てます。

■もの忘れ検診

70歳の方を対象に、もの忘れ検診（認知症検診）を実施します。この検診により、認知機能に低下がみられるかどうかを判断し、認知症の早期発見と専門医への受診へつなげ、介護度の重度化予防及び要支援状態の予防を図ります。

3 認知症の人とその家族に対する支援の推進

【現況と課題】

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続け、状況に応じた適切なサービスを利用できるよう、また、認知症の人やその家族が安心できるように支援する必要があります。

【施策の方向】

認知症の容態の変化に応じ、必要な医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な

支援が行われる体制を構築するため、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を配置します。

■認知症初期集中支援チームの配置

認知症になってもできるだけ本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、複数の専門職が家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行うことにより、かかりつけ医と連携しながら早期診断・早期対応に向けた支援体制の拡充に努めます。

■認知症地域支援推進員の配置

地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や相談業務等を行うために、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族の支援に努めます。

■オレンジカフェ

認知症の人と家族、地域住民、専門職等が集い、孤立しがちな患者と家族に地域社会とのつながりを提供し、住民同志で支えあう意識の醸成を図る場として、オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催を支援します。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
開催箇所数	箇所	2	5	9	見込 10	目標 13

■徘徊^{はいかい}高齢者探索サービス

認知症により、徘徊^{はいかい}行動のある高齢者に発信機を所持してもらい、行方不明時に家族からの依頼を受け、探索を行うサービスです。

介護保険事業における地域支援事業の任意事業として、大里広域市町村圏組合と連携を図りながら取り組みます。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
新規申込件数	件	4	7	6	見込 8	目標 10

■あんしん見守りシール

認知症により徘徊^{はいかい}症状のある高齢者の早期発見、保護に役立てるよう、靴のかかと等に貼り付けるシールを配布するサービスです。

第3節 高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待の早期発見と早期対応をするための体制の整備、高齢者虐待防止に向けた意識啓発と、早期に対応できる体制整備に努めます。

1 高齢者虐待防止についての意識啓発

【現況と課題】

高齢者虐待の防止に向け、「高齢者虐待防止法」が平成18年（2006年）4月に施行され、また、県でも平成30年（2018年）4月から、児童、高齢者及び障害者に対する虐待禁止を一元化した「埼玉県虐待禁止条例」が施行されます。

高齢者虐待防止法及び埼玉県虐待禁止条例では、市民の責務として、虐待を発見した場合は速やかに市町村に通報しなければならない義務を負うことなどが示されていますが、認知度は低く、さらに周知を図っていく必要があります。

高齢者の虐待防止については早期発見、早期対応が重要なことから、公的機関や地域包括支援センター、民生委員・児童委員とともに安全確保を優先し、本人と養護者の両面への支援を行っています。

【施策の方向】

広報やパンフレットの配布等を通じて、高齢者虐待防止法及び埼玉県虐待禁止条例を周知していきます。

あわせて、虐待にあたる行為や虐待の原因等について周知を図り、高齢者虐待に対する市民の意識を高めます。

2 早期発見・早期対応できる体制整備

【現況と課題】

「要援護高齢者支援ネットワーク」と「高齢者虐待防止ネットワーク」については、ネットワークの役割やメンバーが重複するところがあるため、両ネットワークを一元化することにより総合的な支援が行える体制づくりを構築します。

【施策の方向】

高齢者虐待を早期に発見し、早期に対応するためには、関係機関とのさらなる連携強化が重要であることから、相談体制及び緊急対応の整備を強化するとともに、市民の通報努力義務の周知により、早期発見・早期対応に取り組む体制づくりを進めます。

3 養護者の負担軽減

【現況と課題】

「高齢者虐待防止法」及び「埼玉県虐待禁止条例」では、認知症高齢者等を養護する家族等への支援についても規定しています。「市町村は、養護者の負担軽減のための相談、指導及び助言等を講ずるものとする。」としています。

現在、高齢者虐待に関する相談については、市及び地域包括支援センターで受け付けていますが、関係機関との連携により適切な対応に努めています。

【施策の方向】

認知症に対する正しい知識の普及や対応方法の習得支援等により、介護負担の軽減等に努め、高齢者を養護する家族等の負担軽減を図り、虐待防止につなげます。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

高齢者虐待の防止に向け、虐待の発見、通報、保護等に加え、養護者に対する支援も盛り込まれています。市民には、虐待を発見した場合は速やかに市町村に通報しなければならない努力義務が課され、市町村には、関係機関との連携強化や職員研修、市民への啓発等の責務が示されています。

■高齢者虐待の例

- ・身体的虐待… 暴力的行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
- ・介護・世話の放棄放任（ネグレクト）… 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

- ・心理的虐待… 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。
- ・性的虐待… 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
- ・経済的虐待… 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

「埼玉県虐待禁止条例」

(目的)

この条例は、児童、高齢者及び障害者（以下「児童等」という。）に対する虐待の禁止並びに虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止等（以下「虐待の防止等」という。）に関し、基本理念を定め、県及び養護者の責務並びに関係団体及び県民の役割を明らかにするとともに、虐待の防止等に関する施策についての基本となる事項を定めることにより、当該施設を総合的かつ計画的に推進し、もって児童等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(基本理念)

虐待は、児童等の人権を著しく侵害するものであって、いかなる理由があっても禁止されるものであることを深く認識し、その防止等に取り組まなければならない。

虐待の防止等は、特定の個人又は家族の問題にとどまるものではないことから、社会全体の問題として、県、県民、市町村、関係団体等の地域の多様な主体が相互に連携を図りながら取り組まなければならない。

虐待の防止等に関する施策の実施に当たっては、児童等の生命を守ることを最も優先し、児童等の最善の利益を最大限に考慮しなければならない。

擁護者（施設等養護者及び使用者である養護者を除く。以下この項において同じ。）に対する支援は、それが虐待の予防に資するものであることに鑑み、養護者が虐待を行うおそれがないと認められるまで切れ目なく行わなければならない。

第4節 地域の見守りネットワークの推進

認知症高齢者の増加に対応するため、認知症に関する知識の普及・啓発を行い、正しい理解を進めながら、地域全体で認知症高齢者を見守る体制を整備します。

また、高齢者虐待の早期発見と早期対応をするため体制整備の推進に努めます。

1 地域の見守りネットワークの推進

【現況と課題】

現在、認知症高齢者を見守る取組として、前述の認知症サポーター養成のほか、徘徊癖のある高齢者の早期発見・保護のためのサービスを提供しています。

また、地域包括支援センター等の関係機関と連携しながら、認知症に関する相談を電話や窓口等で受け付けています。

認知症高齢者を介護する家族の負担は大きく、虐待につながるケースも見られることから、引き続き、関係機関との連携を強化しながら、認知症に関する相談支援、徘徊高齢者の早期発見、早期保護等に努めるとともに、民間事業者等の地域見守り活動への参加を働きかけ、見守りネットワークの推進を図る必要があります。

【施策の方向】

関係機関の連携強化により、認知症に対する相談支援、徘徊高齢者の早期発見、早期保護等、また民間事業者等の見守り活動への協力依頼により地域全体で見守りのできる体制の充実を図ります。

また、認知症患者等の介護者支援事業を推進し、安心して日常生活を営めるよう、市民や事業者に対する認知症の正しい知識の普及と啓発に努めます。

■相談支援体制の強化

これまでと同様に関係機関と連携しながら、各相談窓口のほか、電話相談や健康相談等において個別に相談に応じるとともに、介護者に対応の仕方や居宅サービスの利用方法等をアドバイスしていきます。

■埼玉県徘徊高齢者SOSネットワークとの連携

認知症の高齢者等が徘徊により行方不明となった際の早期発見・保護を目的に、市内の関係機関だけでなく、県内市町村の高齢福祉担当部署と相互に連絡調整事務を円滑に行うため、埼玉県徘徊高齢者SOSネットワークを活用し、その連携を図ります。

■徘徊高齢者探索サービス（63ページ）〔再掲〕

認知症により、徘徊行動のある高齢者に発信機を所持してもらい、行方不明時に家族からの依頼を受け、探索を行うサービスです。

介護保険事業における地域支援事業の任意事業として、大里広域市町村圏組合と連携を図りながら取り組みます。

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
新規申込件数	件	4	7	6	見込8	目標10

■あんしん見守りシール（63ページ）〔再掲〕

認知症により徘徊症状のある高齢者の早期発見、保護に役立てるよう、靴のかかと等に貼り付けるシールを配布するサービスです。

■見守り協定の締結

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、さりげない見守りのネットワークを構築するため、市内外の民間事業所と「高齢者見守り活動に関する協定」を締結し、見守り体制の強化を図ります。

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
協定締結件数（累計）	件	1	4	5	見込6	目標9

■くまがや見守りハンドブック

「くまがや見守りハンドブック」を活用し、同じ地域の住民が、お互いに支え合い、助け合うことで地域のつながりの輪を広げていけるよう啓発に努めます。



第5節 成年後見制度に基づく権利擁護

国では、平成29年（2017年）3月24日、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）に基づく成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定し、市はこれに基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

このため、認知症高齢者をはじめとした判断能力の十分でない高齢者の権利を守るため、成年後見制度利用促進基本計画を以下のとおり策定し、総合的な支援体制を整備します。

1 熊谷市成年後見制度利用促進基本計画

【成年後見制度とは】

成年後見制度とは、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）を保護し、支援するための制度です。

認知症高齢者や知的障害者あるいは精神障害者などの判断能力の不十分な方々は、財産の管理や身上監護についての契約や相続などの法律行為を行うことが困難です。このため、判断能力の不十分な方に代わって契約を締結したり、誤った判断により締結した契約を取り消す権限を成年後見人に付与することができることになっています。

成年後見制度は、民法で規定されていた「禁治産者・準禁治産者宣告の制度」を見直しし、平成12年（2000年）4月1日から施行されました。社会福祉の構造改革においても、「措置制度」から「契約制度」へと変わり、利用者自らがサービスや事業者を選択し、契約する制度へと転換が図られました。

法定後見制度は、「後見」「補佐」「補助」の3つに分かれており（以下「後見等」という。）、判断能力に応じて選ぶことができます。家庭裁判所が、成年後見人、保佐人、補助人を選任し、本人の代理として法律行為を行ったりすること等により、本人を保護、支援します。

【現況と課題】

現在の成年後見等の申し立て利用状況を見ると、成年後見制度の利用者数は、近年増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数に比較して少なく、また、申し立ての動機においても、「預貯金の解約」や「介護保険契約（施設入所）のため」が多くなっています。そして後見・補佐・補

助と3つの類型がある中で、後見型の利用者が全体の8割を占めています。

成年後見制度の課題としては、身上保護等について福祉的視点が充分でない場合があり、後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、福祉的観点からの十分な助言が行われていない場合があり、制度の利用者が、利用のメリットを実感できていないケースが生じています。

このため、成年後見制度の適切な理解と普及に努め、市民への周知とあわせて、市民後見人の育成について支援を行うとともに、制度の利用を必要とする高齢者等の把握に努め、適切な制度利用を進めていく必要があります。

【施策の方向】

市では、成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、利用者がメリットを実感できるように成年後見制度を総合的かつ計画的に推進します。

また、今後、国から新たな施策や方針が示された場合でも柔軟に対応し、認知症等の高齢者をはじめ、権利行使に不安のある高齢者等の権利を擁護し、必要なサービスが行き届くよう、熊谷市社会福祉協議会や関係機関との連絡調整を図りながら、制度の周知と利用促進を図ります。

■成年後見制度の普及・啓発

ひとり暮らし高齢者、認知症等の高齢者の増加に伴い、今後この制度の利用については増加が見込まれるため、相談や制度についての普及・啓発を進めます。

■成年後見制度利用のニーズの把握

市内において、成年後見のニーズがどれくらいあるのか把握の方法を検討し、状況の把握に努めます。

■相談体制の整備

成年後見制度相談窓口を市役所内に毎月開設し、市民の相談に対応していますが、今後も利用者が安心して利用できる成年後見制度の相談窓口を定期的に開設します。

■市民後見人の育成

市民の中から成年後見人候補者等を育成し、成年後見制度の円滑な運営を図るように努めます。また、研修を修了した後も、成年後見の実務を習得し、

スキルの向上が出来るような機会を設けるよう検討します。

■審議会、中核機関の設置検討

成年後見制度の利用の促進に関し、基本的な事項を調査審議するための審議会や、全体のコーディネートを行う中核機関の設置について関係機関と協議・検討します。

■地域連携ネットワークの構築

市民の権利擁護の支援のための地域連携ネットワークの構築に努めます。

このネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備に当たっては、各地域における地域ケア会議、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等既存の資源・仕組みを活用し、連携を図りつつ進めます。

■成年後見制度利用支援事業

重度の認知症により判断能力が十分でなく、成年後見人となる親族がいないことで、日常生活の意思決定の不安や、介護保険サービス等の利用に支障がある高齢者を対象に、成年後見等開始審判申立てを市長が行い、その申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を行います。

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
市長申立件数	件	0	2	7	見込8	目標14

■日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の利用促進

判断能力が十分でない、高齢者や知的障害・精神障害のある方などに対し、熊谷市社会福祉協議会が実施する福祉サービスの利用援助や日常生活上の手続援助、日常的金銭管理、書類等の預かり等の支援を行うサービスについて、制度を周知するとともに、利用が必要と思われる方をサービス利用へとつなげていきます。

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
利用人数	人	35	39	39	見込41	目標45
利用件数	件	461	531	569	見込600	目標800

第6節 地域包括ケアシステム等の体制の充実

住み慣れた地域において、いつまでも健康で生きがいのある生活を継続するために、多様な制度を活用しつつ、在宅介護の可能性を追求できるよう高齢者を地域社会全体で支える総合的な地域包括ケアシステム等の体制の充実に努めます。

1 相談機能・情報提供の充実

【現況と課題】

支援を必要とする高齢者やその家族が抱える諸問題については、民生委員・児童委員や生活支援コーディネーター、地域包括支援センターの連携等により対応しています。なお、主な相談窓口となっている地域包括支援センターの認知度は徐々に高まっていますが、今後もその周知が必要です。

情報提供については、市の広報が主な媒体となっており、また近年ではホームページから入手する高齢者の割合も増加してきています。

しかしながら、これらの媒体を利用することができない高齢者も多く、必要な情報を提供し、適切なサービスや制度の利用へとつなげていくためにも、援護が必要な高齢者の把握に努め、積極的に情報提供していく体制が必要です。

【施策の方向】

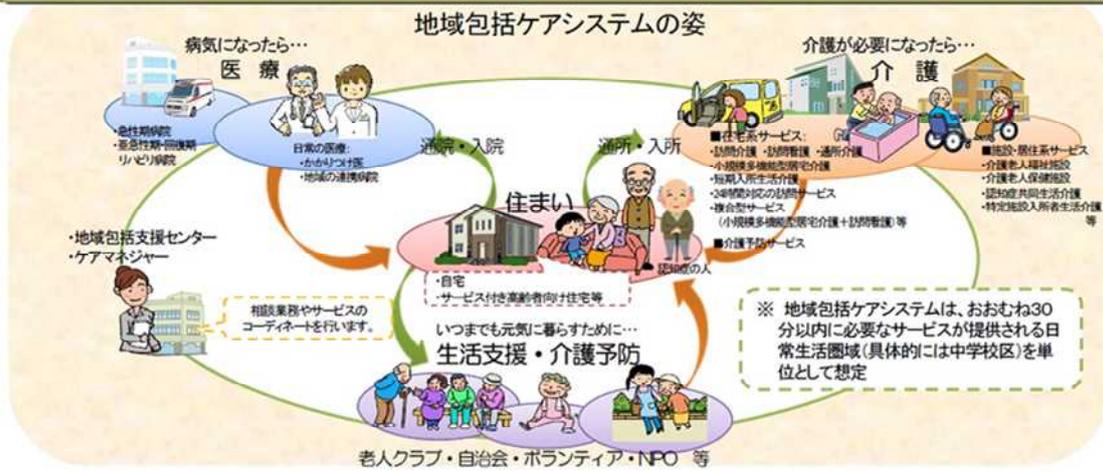
支援を必要とする高齢者やその家族等が、気軽に相談できる相談窓口の周知を図ります。

また、高齢者やその家族等における様々な問題に対し、迅速に対応できる体制を強化するため、生活支援コーディネーターや協議体、地域包括支援センターを中心に、体制の整備を図ります。

このほか、多様な主体による生活支援サービスの提供に高齢者の社会参加を進め、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することにより、生きがいや介護予防につなげます。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



資料：厚生労働省のホームページより

■地域包括支援センター等との連携

大里広域市町村圏組合では、増加する高齢者に対応するため圏域の見直しを行い、平成28年度(2016年度)から市内の地域包括支援センターを5か所から8か所に増やしました。

今後も、地域包括ケアの中核機関として機能の充実を図るよう運営支援していくとともに、市民に対して様々な媒体・機会をとおしてその存在や機能について周知していきます。

また、定期的な連絡会や困難事例等のケース会議等を開催し、連携を強化しながら要援護高齢者を支援していきます。

■地域ケア個別会議の充実

個別ケースについて多職種や住民で検討を行うことで、地域課題を共有し、課題解決に向け、関係者のネットワーク構築や地域づくりを図っていく地域ケア個別会議を開催します。また要支援1、2の方を対象とした自立支援型の地域ケア会議も開催します。

■高齢者データベースの活用

各種高齢者福祉サービスや単身高齢者台帳など、紙ベースで管理している情報について、個人情報の保護等に十分配慮しながら、データベース化を進めるとともに、「高齢者支援システム」等を活用しながら、一人一人の高齢者の状況に応じ、必要なサービスにつなげることができるよう、その機能の充実を図ります。

2 新しい地域支援事業

【現況と課題】

介護保険制度の改正に伴い、被保険者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、できる限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業の見直しが行われました。

【施策の方向】

保険者である大里広域市町村圏組合と連携しながら、また、同組合の策定する「第7期介護保険事業計画」を踏まえながら、要支援者の多様なニーズに対応するため、多様なサービスの提供による支援を行います。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた方や基本チェックリスト該当者に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供する訪問型サービスや機能訓練、憩の場などの支援を行う通所型サービス、その他の生活支援サービス等を提供します。

■訪問型サービス（45ページ）〔再掲〕

訪問型サービスについては、従来の介護予防訪問介護に相当するサービス（ホームヘルプサービス）を実施しています。

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
利用件数	件	—	—	3,957	見込4,036	目標4,239

※平成28年3月事業開始

■短期集中予防訪問サービス（46 ページ）〔再掲〕

介護予防マネジメントにより、事業の利用が適切と判断された方に対し、短期間で専門職が対象者の居宅を訪問し、生活上の問題・課題及びその背景・原因を総合的に把握し、必要な相談・指導等を実施することにより問題解決・原因の解消を図り、自立した生活を目指します。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
利用件数	件	—	—	—	見込 4	目標 120

※平成 30 年 1 月から事業開始予定

■通所型サービス（46 ページ）〔再掲〕

通所型サービスについては、従来の通所介護に相当するサービス（デイサービス、デイケア）を実施しています。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
利用件数	件	—	—	8,793	見込 9,528	目標 12,862

※平成 28 年 3 月事業開始

■介護予防ケアマネジメント（46 ページ）〔再掲〕

要支援者に対し、総合事業によるサービスが適切に提供できるように地域包括支援センターがアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて目標を設定し、本人が自立した生活を送ることが出来るよう、ケアプランを作成します。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
ケアプラン作成件数	件	—	—	8,876	見込 9,950	目標 14,660

※平成 28 年 3 月事業開始

(2) 一般介護予防事業

第 1 号被保険者（65 歳以上の方）全ての人を対象に、介護予防普及啓発事業や地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業等を行います。

■ニャオざね元気体操の推進（45 ページ）〔再掲〕

ニャオざね元気体操（住民主体の介護予防体操）教室に対し、地域包括支援センターとともにその活動を支援し、高齢者の健康づくりを推進します。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
会場数	箇所	—	—	5	見込 13	目標 30

※事業開始は平成 28 年度

■介護予防体操事業の支援（45 ページ）〔再掲〕

住民主体のニャオさね元気体操の活動を支援するため、介護予防サポーターを養成するとともに、体操教室を実施している地区に理学療法士が出向き、支援します。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
実施回数	回	—	—	21	見込 68	目標 105

※事業開始は平成 28 年度

■シナプソロジー実践講座の開催（45 ページ）〔再掲〕

脳活性化のためのシナプソロジー実践講座を開催し、受講後には住民主体のサロンやサークル等で実践していただくことを目指します。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
実施回数	回	—	—	2	見込 1	目標 1

※事業開始は平成 28 年度。参加希望が多かったため、初年度のみ 2 回実施。

■健康いきいきサポーター（45 ページ）〔再掲〕

高齢者の介護予防をサポートする取組を実施している民間団体（企業、社会福祉法人、NPO 法人等）に登録していただき、介護予防メニューの充実を図ります。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
介護予防メニュー数	団体	20	21	22	見込 23	目標 26

■認知症簡易チェックサイト（62 ページ）〔再掲〕

本人や家族が、本人や身近な方の状態を簡易にチェック出来るよう、市ホームページに認知症簡易チェックサイトを開設しています。認知症が疑われる場合には相談先を表示し、認知症の早期発見に役立てます。

(3) 包括的支援事業

地域ケア会議や在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービス体制の整備について新たに充実が図られました。

これに基づき、医療・介護の両方を必要とする高齢者への一体的なサービスの提供や、認知症の方やその疑いのある方への総合的な支援のほか、本市の実情に合わせたサービスの創出に取り組みます。

■生活支援コーディネーターの配置（59 ページ）〔再掲〕

住民主体の地域づくりを推進する生活支援コーディネーターを市町村区域（第1層）に配置していますが、地域の生活支援等サービスのニーズ等に臨機応変に対応するため、日常生活圏域（第2層）においても協議体を設置することを検討します。

これにより、地域のニーズや資源を洗い出し、地縁組織等多様な主体へ協力を働きかけ、地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた取組を進めます。

■認知症初期集中支援チームの配置（63 ページ）〔再掲〕

認知症になってもできるだけ本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、複数の専門職が家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行うことにより、かかりつけ医と連携しながら早期診断・早期対応に向けた支援体制の拡充に努めます。

■認知症地域支援推進員の配置（63 ページ）〔再掲〕

地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や相談業務等を行うために、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族の支援に努めます。

■オレンジカフェ（63 ページ）〔再掲〕

認知症の人と家族、地域住民、専門職等が集い、孤立しがちな患者と家族に地域社会とのつながりを提供し、住民同志で支えあう意識の醸成を図る場として、オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催を支援します。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
開催箇所数	箇所	2	5	9	見込 10	目標 13

■地域ケア個別会議の充実（73 ページ）〔再掲〕

個別ケースについて多職種や住民で検討を行うことで、地域課題を共有し、課題解決に向け、関係者のネットワーク構築や地域づくりを図っていく地域ケア個別会議を開催します。

■在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療介護の連携を検討するために推進会議を設置し、下記事項について各部会ごとに抽出された課題の整理を行い、具体的な対応策について検討します。

- ・ 地域の医療・介護の資源の把握
- ・ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- ・ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- ・ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ・ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ・ 医療・介護関係者の研修
- ・ 地域住民への普及啓発
- ・ 二次医療圏内・関係市区町村の連携

■多職種連携研修

医療・介護の関係者に、在宅医療に関する研修を実施します。

■在宅医療介護連携拠点

退院患者の在宅療養における関係職種間のコーディネートや在宅療養に関する医療介護従事者や住民からの相談支援を行うために、在宅医療介護連携拠点を設置します。

(4) 任意事業

市の判断により地域の実情に応じて行う介護予防サービスで、家族介護の支援事業、認知症高齢者の見守り事業、配食事業、成年後見制度の援助事業等を行います。

■配食サービス (57 ページ)〔再掲〕

自分で食事の支度をすることが困難なひとり暮らし及び高齢者のみ世帯の高齢者に昼食を自宅まで配達し、日常の安否確認と栄養改善を図ります。

利用者のニーズを把握しながら、サービスを提供するとともに、在宅における「食」の自立支援の観点から、低栄養に陥りやすいひとり暮らし高齢者等の栄養改善とともに、見守り活動として日常の安否確認に重点を置いたサービス提供に努めます。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
利用者数	人	94	102	100	見込 100	目標 95
配食数(延べ利用者数)	食	13,924	13,977	13,724	見込 13,400	目標 13,000

■家族介護支援事業 (59 ページ)〔再掲〕

介護保険制度における地域支援事業の任意事業として、10 か所の市内社会福祉法人に委託し家族介護教室を開催しています。

さらに、大里広域市町村圏組合及び地域包括支援センターと連携しながら、在宅で高齢者を介護する家族等の精神的負担の軽減を図ります。

■介護者サロン (59 ページ)〔再掲〕

常時介護を必要とする家族等の介護を行っている方の身体的、精神的、経済的負担は大きく、同じ悩みを抱える方たちのコミュニティの場として、また専門的知識の収集の場として、より有益な介護者サロンの開催について、今後も社会福祉法人やNPOとの連携を深めます。

■認知症サポーター養成講座 (60 ページ)〔再掲〕

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めるため、認知症を正しく理解し、認知症高齢者や家族を支援する「認知症サポーター」の養成講座を、キャラバンメイトの方を講師として開催していきます。市政宅配講座として開催するほか、学校教育における認知症の人を含む高齢者への理解の推進を図るため、市内の小・中学校でも養成講座を開催します。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
養成講座開催数(累計)	回	241	308	372	見込 433	目標 616
サポーター数(累計)	人	10,754	13,427	16,056	見込 19,000	目標 26,000

■認知症キャラバンメイト養成研修への参加促進 (61 ページ)〔再掲〕

市職員及び市内の関係機関、事業所等に対し、県等が実施する「認知症キャラバンメイト養成研修」への参加を促し、認知症サポーター養成を推進するキャラバンメイトの確保に努めます。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
キャラバンメイト数	人	36	41	46	見込 51	目標 66

■サポーター・タグ普及事業（61 ページ）〔再掲〕

外出時の認知症等介護者に対する周囲の理解と、協力意識の拡大のため、介護中であることの日印である腕章「サポーター・タグ」を作成し、介護者に貸し出すことで、介護者に対する支援と、要介護者や介護者が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

また、腕章を事業所等へ設置してもらい、来所した介護者に貸出しを行います。

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
協力事業所数	箇所	55	55	56	見込57	目標60

■成年後見制度利用支援事業（71 ページ）〔再掲〕

重度の認知症により判断能力が十分でなく、成年後見人となる親族がいないことで、日常生活の意思決定の不安や、介護保険サービス等の利用に支障がある高齢者を対象に、成年後見等開始審判申立てを市長が行い、その申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を行います。

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
市長申立件数	件	0	2	7	見込8	目標14

3 在宅医療と在宅介護の連携

【現況と課題】

高齢者が病気になっても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるように、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。

【施策の方向】

関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図ります。

■在宅医療・介護連携推進事業（78 ページ）〔再掲〕

在宅医療介護の連携を検討するために推進会議を設置し、下記事項について各部会ごとに抽出された課題の整理を行い、具体的な対応策について検討します。

一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を目指すこととなりました。

【施策の方向】

生活上生じる、介護や子育て、障害、病気等から住まい、就労、家計、孤立等の課題を丸ごと支えるために、地域の持つ力と公的な支援体制が協働し、安心して暮らせる地域を目指します。

■共生型サービスの検討

国では、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに「共生型サービス」を位置付けることを検討しています。

今後、この制度の具体的な指定基準等が示された場合には、大里広域市町村圏組合と連携を図りながら取り組むことを検討します。

第7節 介護保険事業の円滑な推進

介護保険事業については、平成15年度（2003年度）から大里広域市町村圏組合が保険者となり、介護サービスの需要の増大や、多様化する住民ニーズに応えるため、深谷市、寄居町と協力し、事業を行っています。高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに考慮し、サービスを必要とする方に、必要なサービスが提供されるような取り組みを進めていくことが求められています。

このため、保険者が円滑な運営を推進できるよう、緊密な連携を図りながら、介護保険事業の推進を図っていきます。

1 介護サービスの質の確保・向上

【現況と課題】

介護保険事業については、介護保険制度の改正により、平成27年度（2015年度）から新たに「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。

今後も、質の高いサービスの提供と適切な制度運営が図られるよう、保険者と緊密に連携しながら、事業を実施していく必要があります。

【施策の方向】

介護サービス提供事業者との連携体制を強化し、サービスに対する需要及び供給体制についての情報交換の機会の充実を図るとともに、適切で質の高いサービスが提供されるよう、また、住み慣れた地域において、自立支援・介護予防の視点に立ち、多様な制度を活用しつつ在宅介護の可能性を追求した、「地域包括ケア」の推進について保険者との連携に努めていきます。

■介護給付の適正化

介護保険事業を適正に運営していくため、介護保険事業計画に基づいた介護給付等の適正化に向け、保険者と一層の取組を推進していきます。

- (1) 要介護認定の適正化
- (2) ケアマネジメント等の適正化
 - ア ケアプランチェック
 - イ 住宅改修の審査
 - ウ 認定調査票の基本調査と給付実績を活用したチェック

- (3) 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化
 - ア 実地指導・監査
 - イ 県や大里広域市町村圏組合が実施する実地指導への同行
 - ウ サービス利用者に対する介護給付費通知の発送
 - エ 介護と医療との突合・縦覧点検の実施
 - オ サービス提供事業所への一斉自主点検の実施
- (4) 第三者行為求償事務の適正化
- (5) 介護保険制度の周知

第8節 入所施設の確保

何らかの理由で介護が必要になったり、環境的な要因や、経済的困窮に陥ったりといった介護以外の理由から居宅での生活が困難となった高齢者の生活の場としての入所施設について、高齢者が安心して暮らすことができる住まいの確保に努めます。

1 居住系サービスの確保

【現況と課題】

介護を必要とする方の入所施設については、団塊の世代の方がすべて75歳以上の後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据えながら、中・長期的な視点からの検討が必要です。

また、保険者である大里広域市町村圏組合が策定する「介護保険事業計画」におけるサービス見込み量に基づいて、質・量ともに適正な確保が必要であることから、今後とも同組合及びその構成市町である深谷市、寄居町との連携が必要です。

一方で、環境的な要因や経済的な困窮といった、介護以外の理由により居宅において生活することが困難な高齢者の生活の場として、本市にはそうした高齢者の「養護」を目的とした養護老人ホームが設置され、必要に応じて入所措置を行っています。

社会環境の変化や家族環境の変化に伴って、身寄りのないひとり暮らし高齢者が増加し、また虐待による緊急保護的な対応が必要なケースも増えてきており、高齢者の状況に応じて安心して過ごすことのできる生活拠点の確保は欠かせません。

高齢者仕様の賃貸住宅をはじめ、多様な高齢者施設が整備されてきている現状の中で、適切な入所施設の選択は、生活の安定確保の重要な条件のひとつです。

【施策の方向】

介護を必要とする方の入所施設については、引き続き、大里広域市町村圏組合及びその構成市町との連携によりその適正な確保に努めます。

また、環境的、経済的な理由から居宅において生活することが困難な高齢者の生活の場となる入所施設の確保と、必要に応じた入所措置に努めます。

■養護老人ホーム

環境や経済的な理由等により、居宅で生活することが困難な高齢者等を入所措置します。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
措置入所者数	人	1	1	0	見込 2	目標 3

2 施設の運営主体である社会福祉法人等への指導等

【現況と課題】

各種施設への指導については、埼玉県や大里広域市町村圏組合が、その種別や規模に応じて実施しています。

また、社会福祉法人の運営等に関する指導監査事務が、平成 25 年度（2013 年度）に埼玉県から市へ権限移譲されたほか、平成 29 年（2017 年）には、法改正により法人の経営組織のガバナンス強化が図られました。

【施策の方向】

今後も埼玉県や大里広域市町村圏組合等の、施設を所管する関係機関と連携しながら、施設運営を行っている社会福祉法人等に対し、法人の自主性・自律性を基本としつつ、運営面や財政面から指導・助言を行うことにより、各種施設の水準の向上や、より良い施設運営ができるようサポートしていきます。

第3章 安全で快適に暮らせるまちをつくる

第1節 安心・安全の確保

東日本大震災などの教訓を踏まえ、高齢者が地域で安全かつ安心して生活できるよう、関係機関との連携を図りながら、防災に関する正しい知識の普及と意識啓発、いざというときの支援体制の充実を図るとともに、多発する高齢者の消費者被害対策や交通安全対策を推進します。

1 災害時における避難支援体制の確立

【現況と課題】

東日本大震災以降、各地で地震や豪雨による水害等が頻発しており、市民の防災意識は高まっています。

市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害による被害を最小限にするため、地域の自主防災組織率の向上、災害ボランティア活動の促進、自主的な防災訓練による防災知識の普及、地域住民や関係機関との連携により高齢者、障害者などの避難行動要支援者に対する支援体制の充実等、私たちの住むまちを災害に強いまちに変えていく必要があります。

【施策の方向】

災害時等に支援が必要な高齢者の状況把握に努め、地域住民が地域の避難行動要支援者を支援できる体制と、自主防災組織の結成及び活動の支援を図るとともに、関係機関及び地域住民との連携・協力を得ながら、迅速に避難できる体制の確立を図ります。

また、防災意識の啓発や情報伝達体制の整備により、高齢者が災害時に適切な判断と迅速な避難行動等が取れるよう、地域の防災訓練を推進し、避難所での生活が困難な要援護者を受け入れるため、社会福祉法人等との災害時の応援協定等の締結を進めていきます。

そして、水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）において、市の地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等については、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成や避難訓練の実施に向けた啓発を行います。

■避難行動要支援者の避難支援計画の策定

民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等の関係機関と連携し、個人情報保護に配慮しながら、災害発生時における要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、避難行動要支援者名簿の作成及び要支援者一人一人の支援方法を定めた「個別計画」を策定しています。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
名簿情報の事前提供の同意者数	人	3,244	3,281	6,251	見込 7,200	目標 10,000
同意者の個別計画策定率	%	46	56	39	見込 42	目標 50

■自主防災組織への支援

自主防災組織が結成されていない地域の組織化を促進し、結成時にかかる防災用資機材整備費の助成を引き続き行います。

また、既存組織については、活動において中心的な役割を担うリーダーの育成、訓練の指導等を行うとともに、防災訓練実施にかかる消耗品や資機材整備費の助成を行います。

また、洪水ハザードマップ及び地震ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等を活用し、防災説明会等により意識啓発に努め、地域の危険性、避難場所、緊急連絡先、情報連絡経路などの周知、啓発に努めます。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
自主防災組織組織率	%	68.0	69.1	70.7	見込 71.7	目標 74.7
地域防災訓練実施数	件	196	202	211	見込 217	目標 235

■情報伝達網の整備

災害時に市民へ情報を伝達するため、現在、市内に約 240 か所設置している防災行政無線（固定系）受信所について、旧来のアナログ方式からデジタル方式に更新しました。

また、災害発生時の電話がつかない場合などに備えて、車載の防災行政無線（移動系）や衛星携帯電話を整備しています。

さらに、市のホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）やケーブルテレビ等を活用した防災情報の発信を行うとともに、高齢者に配慮した多様な情報手段を検討していきます。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
防災行政無線の受信所数	基	238	241	243	見込 248	目標 256
メール登録者数	人	10,944	12,852	14,370	見込 15,807	目標 21,039

■要配慮者利用施設における洪水時の避難確保計画の策定

施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、水防法等の一部を改正する法律に基づき、市の地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内にある市内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定や避難訓練の実施に向けた啓発を行います。

2 防犯対策の推進

【現況と課題】

近年、街頭における犯罪や住宅へ侵入しての窃盗など、身近なところで犯罪が多発しているほか、振り込め詐欺の手口も巧みとなり、被害は後を絶たない状況です。地域における防犯意識の高揚や、認識を深めるとともに、高齢者自らも身を守るための意識啓発と、地域ぐるみの対策など啓発活動をさらに推進する必要があります。

【施策の方向】

熊谷警察署を始めとした関係機関と連携し、地域で行う防犯活動を、引き続き支援し、高齢者を含めた社会的弱者を守る体制の強化を行います。

また、高齢者自らが犯罪から身を守るができるよう、啓発活動や防犯教育の推進にも努めます。

■防犯教室・講習会の実施

高齢者を犯罪から守るため、警察と協力しながら、高齢者を対象とした防犯教室を実施するなど、防犯意識の高揚や認識を深めるための取組を行います。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
開催回数	回	24	20	19	見込 20	目標 25

3 消費者被害の防止

【現況と課題】

高齢者を狙った悪質な訪問販売や、振り込め詐欺などにより、消費生活に関するトラブルは多様化・複雑化しています。

アンケート調査によると、悪質商法に対して不安を感じる高齢者はほぼ半数にのぼり、実際に被害にあったり、勧誘されたりしたことがある人は、前回よりも減少しているものの、約9.2%います。

現在、消費者被害対策として、消費生活センター（市民相談室内）において消費生活相談を実施しているほか、消費生活相談員等による消費生活講座の開催や、市報・ホームページ等での広報活動を行っています。

【施策の方向】

商品やサービスの質、消費者と事業者との間で起こった契約トラブル、悪質商法や振り込め詐欺等についての苦情や相談を、引き続き、専門の資格を持った消費生活相談員が実施し、トラブル解決のために助言やあっせんを行います。

そのほか、消費生活講座の開設や講師の派遣により、消費生活に関する知識の普及に努めるとともに、引き続き、悪質商法等に対する注意喚起、啓発に努めます。

■消費生活講座の開催

市政宅配講座や公民館講座において、「悪質商法の被害とその対処法」などの講座を開催し、消費生活に関する知識の普及や注意喚起を行います。

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
消費生活講座参加人数	人	1,021	547	864	見込900	目標960

4 高齢者の交通安全対策の強化

【現況と課題】

高齢者人口の増加に伴い、高齢者が関わる交通事故が多く発生しています。

また、高齢者が交通事故の被害者となるばかりでなく、加害者となるケースが増加しています。

そのため、長寿クラブ等に対して交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚を促進していますが、こうした活動に参加できない高齢者への対策に取り組むことも必要となっています。

【施策の方向】

高齢者が交通事故に巻き込まれないよう、高齢者の交通安全意識の高揚、交通マナーの習得と向上を図るとともに、高齢者が加害者にならないよう、引き続き、高齢者の参加する団体や地域に対し交通安全教室を開催していきます。

さらに、地域とのつながりの少ない高齢者に対して、高齢者交通安全教育指導者や交通安全母の会による高齢者世帯訪問を行い、交通事故防止の啓発に努めます。

■交通安全教室の実施

高齢者の交通事故を防止するため、高齢者を対象とする交通安全教室を開催します。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
開催回数	回	15	14	18	見込 20	目標 25



第2節 高齢者にやさしいまちづくりの推進

ノーマライゼーションの理念の周知や意識の啓発などに取り組むとともに、ハード面においては、道路や公共施設等のユニバーサルデザインの導入など、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

また、移動手段の少ない高齢者の生活を支援できるようなサービスについて検討していきます。

1 人にやさしい道路や公園等の整備

【現況と課題】

高齢者等の移動における利便性と安全性向上を目的として、歩道等の段差解消や、車いすでの通行を容易にするためのユニバーサルデザインブロックの設置、道路側溝の蓋掛けにより、歩行空間の安全性の向上を図っています。

また、公園・緑地の出入口、水飲み施設及び多機能トイレの設置や、高齢社会を迎え、健康遊具の設置などを進めています。

自宅に引きこもりがちな高齢者に対し、公園が地域の交流拠点となり、外出するのが楽しみとなるような施設整備が必要です。

また、公園の管理については、公園サポーター制度を活用するなど、地域と一体となる組織作りが必要です。

なお、バリアフリー化事業の推進においては財政的負担が大きいため、費用対効果や優先順位等を検討した上で、計画的に推進していく必要があります。

【施策の方向】

高齢者等が、安全で快適に利用できる歩行空間の確保を図るため、引き続き、歩道の通行を阻害する放置自転車の撤去や、自転車通行環境整備等により、交通安全に配慮するなど交通環境の整備を進めます。

また、公園については、健康遊具を設置するほか、公園サポーター制度の推進により、公共空間の適正な管理を進め、市民の使いやすい公園づくりなど人に優しい環境整備を進めます。

■ユニバーサルデザインブロックの設置

高齢者等が、車いすでの移動を容易にできるよう、ユニバーサルデザインブロック（熊谷UDブロック）の設置を行います。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
設置箇所	箇所	10	8	3	見込 9	目標 7

■側溝蓋掛けの計画的な実施

高齢者等の移動の安全性を向上するため、側溝蓋掛けを計画的に行います。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
実施箇所	m	366	144	573	見込 311	目標 340

2 交通手段の確保

【現況と課題】

高齢者等の移動手段の確保と、公共施設利用者、来訪者等の利便性の向上を図るため、市全体の公共交通について検討を重ね、市内循環バス路線の拡大を図ってきました。

今後の高齢化とともに、交通手段の確保ができないひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増えることが予測される中、生活の安定確保のための介護タクシーなど、移動支援サービスの検討が必要になります。

【施策の方向】

熊谷市地域公共交通網形成計画に基づき、本市の人口減少及び少子高齢化に対応した公共交通ネットワークの形成を総合的かつ一体的に推進します。

市内循環バスについては、地域公共交通会議において現行の運行について評価検証するとともに、利用者拡大やPRを図り、見直しを進めていきます。

■市内循環バス（ゆうゆうバス）の運行

民間バス路線を補完し、高齢者や子供などの移動手段を確保するため、市内循環バス（ゆうゆうバス）の運行を行います。

このほか、70歳以上の運転免許所持者が自主的に運転免許を返納した場合に、ゆうゆうバスに無料で乗車できる乗車証を発行していますが、平成30年（2018年）4月からは、年齢要件を撤廃し、警察署で発行する「運転経歴証明書」によっても無料で乗車できるよう、利用者の利便性の向上を図ります。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
ゆうゆうバス利用者数	人	212,995	215,534	214,048	見込 214,000	目標 220,000

3 公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの導入促進

【現況と課題】

「埼玉県福祉のまちづくり条例」では、ノーマライゼーション、バリアフリーの理念のもとに、全ての住民が安心して生活し、かつ等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現を目指し、施設のバリアフリー化の整備基準を定めています。

また、本市も熊谷市バリアフリー基本構想に基づいて各施設のバリアフリー化を推進しています。

【施策の方向】

既存の公共施設については、段差の解消やスロープ、手すりの設置などを進めます。

また、公共施設の新築等に当たっては、「埼玉県福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合するよう、実施していきます。

4 高齢者向け住宅の適正確保

【現況と課題】

多様な生活ニーズを持つ高齢者が、安全で安心して暮らせる住まいの選択肢を増やすため、居住の安定確保に資する制度や、多様な高齢者向けの住宅についての情報提供や啓発を行っています。

また、高齢者等が、心身の安全のための住宅整備を真に必要とする場合の改修に対し、必要な資金の貸付や、介護保険事業での住宅改修などの制度について周知を行っています。

アンケート調査では、高齢者のみ世帯、ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者夫婦のみ世帯が 59%を占め、そのうち、日常的に行き来する親族がいないとする方が 30%を超えています。

【施策の方向】

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が改正され、県において、ひとり暮らし高齢者等の世帯が居住できるサービス付き高齢者向け住宅の事業の登録により、高齢者のニーズや福祉サービスの状況を踏まえた地域バランスに配慮した多様な住まいの普及が進められています。

この普及を促進するとともに、高齢者等の住宅整備資金貸付を行い、多世代同居等への支援策を行います。

■高齢者及び障害者住宅整備資金貸付事業

高齢者や障害者が専用の住宅や居住環境の改善により、住みやすく、安全な生活が送れるようにするために、増築、改築又は改造する場合に必要な改修資金の貸付を行います。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
貸付件数	件	1	0	0	見込 0	目標 1

■三世帯同居等のための新築・増改築の支援

高齢者の孤立防止や子育て支援により、家族の絆の再生を図るため、親（高齢者）世帯と子（子育て）世帯が世代間でお互い支援しあうために、市内で同居等するための住宅の新築、購入又は増改築した場合に、その費用の一部を補助しています。

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度
補助件数	件	—	222	176	見込 199	目標 200

※事業開始は平成 27 年度

■市営住宅の整備

「熊谷市営住宅等長寿命化計画」に基づいて、増加する高齢者への対応として、階段の手すりの設置等を計画的に行います。

また、単身高齢者の入居応募率が高いことから、毎回の募集には単身高齢者用の住宅を提供できるよう努めます。

第4章 計画の推進体制

第1節 推進体制の整備

計画の円滑な推進を図るため、庁内推進体制を確立するとともに、広域行政及び国・県との連携及び役割分担を行っていきます。

1 庁内推進体制の確立

本計画は、保健福祉分野を中心に労働、教育、市民活動、建設、消費者行政など多くの分野が関連していることから、高齢福祉担当部署を核として、全庁的な計画調整会議、高齢者の保健・医療・福祉・介護にかかる部門間の計画推進会議、個別計画に対応したプロジェクトチームによる会議等を開催し、総合的・専門的な庁内推進体制を確立します。

2 関係機関等の連携強化

本計画の推進に当たっては、多くの関係機関や地域で活動する組織・団体等による連携・協力が不可欠です。

高齢化が進んでいる現状に即した対応が図れるよう、それぞれの立場や役割のなかで、互いに連携しながら推進していくために、交流や情報交換の機会を充実するとともに、市あるいは関係機関から積極的に、協働による事業展開が企画・提案され、実践される体制づくりを進めます。

- (1) 関係機関・団体間ネットワークの充実強化
- (2) 意見交換会の実施
- (3) 市民協働型事業の推進

3 市民の主体的な活動の促進

市報、市ホームページ等を通じて、計画の趣旨及び内容等についての周知と理解を促進するとともに、地域社会活動に関する情報等を提供していき、「いきいきあんしん 元気で長寿のまち くまがや」の実現に向けた幅広い市民の主体的な取組・参加を促進します。

4 合理的な行財政運営

本計画と他部門の計画との調整を図り、限られた財源の重点的かつ効率的な配分、補助制度の有効活用等、計画的・合理的財政運営を推進します。

また、利用者に対しては、適正な費用負担についての理解を求めていくとともに、保健福祉サービスにかかる行政と民間との役割分担を明確にした行財政運営を図ります。

5 調査・研究と職員資質の向上

高齢化が進む現在、高齢者の地域や社会活動に対する考えは多様化しています。

社会経済状況の変化や、高齢者の多様なニーズ等諸課題に対する調査・研究を進めるとともに、それに基づく既存サービス・施設の見直しや、新たなサービスのあり方を、現状の行政主体の対応にとどまらず、高齢者がいかに自主的・自発的に取り組んで、住み慣れた地域で元気にいきいきと安心して生活していけるかについて、調査・研究します。

また、高齢社会や保健福祉サービスへの理解を深めるための専門研修への派遣や研修会の開催等を通じて、職員の意識と資質の向上を図ります。

第2節 計画の進捗管理

1 計画の公表

本計画の推進を図る上では、目指すべき高齢社会の将来像や取組について、高齢者をはじめとする計画に関わる全ての人々が共通認識を持つことが必要です。

そのため、市のホームページ等を活用し、広く市民に公表するとともに、本計画の趣旨、制度の改正等について普及・啓発に努めます。

また、シルバーガイド（高齢者福祉サービスのしおり）を作成し、事業の周知に努めます。



2 進捗状況の点検・評価

本計画に基づく施策を推進するに当たっては、関係機関・団体の相互の連携・調整を図り、定期的に計画の進捗状況の把握・点検、進行管理及び評価に努めます。

また、その実施に当たっては、市、大里広域市町村圏組合及び熊谷市社会福祉協議会等と連携し、取り組むことができるよう、お互いの情報共有を図っていきます。

